

「言語政策」の発生

— 言語問題認識の系譜 —

安 田 敏 朗

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 「国語政策」と「言語政策」と
 - 第 1 節 「国語政策」
 - 第 2 節 「言語政策」
 - 第 3 節 意味の差異
 - 第 4 節 学問的対象としての「言語政策」
- 第 3 章 「言語問題」の覚醒
 - 第 1 節 「国語」確立期 — 上田万年の場合 —
 - 第 2 節 植民地領有期 — 新村出など —
- 第 4 章 「言語問題」発生の可能性
 - 第 1 節 「国語問題」の整理と日本での発生可能性 — 保科孝一の場合 —
 - 第 1 項 欧州留学と言語問題
 - 第 2 項 日本での発生可能性 — 『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』 —
 - 第 3 項 対処法としての「国家語」 — 『国家語の問題』へ —
 - 第 4 項 「満洲国」と「国家語」
 - 第 5 項 「大東亜共栄圏」と「国家語」
 - 第 2 節 「バイリンガリズム」という装置 — 安藤正次の場合 —
 - 第 1 項 安藤正次略歴
 - 第 2 項 欧州の言語問題 — 「アイルランド自治州の国語政策」 —
 - 第 3 項 「バイリンガリズム」の問題 — 「二語併用地域における言語教育」 —
 - 第 4 項 「国語問題」の分類
 - 第 5 項 植民地での「二語併用」異常視と「大東亜共栄圏」の言語編制
 - 第 6 項 安藤正次の言語政策論
 - 第 7 項 安藤正次の影響力
- 第 5 章 おわりに

第 1 章 はじめに

本稿は、近代日本における「言語政策」という単語のあらわれ方を軸に異言語認識のあり方を検討するものである。

現在耳にする「言語政策」という単語は、主に社会言語学の一分野を指す言葉として用いられている。いわゆる専門用語であり、ごく普通の日本語の文脈で定着しているのかうたがわしい。文部省や国語審議会などでは「国語施策」という言葉を好んで用いているので、こちらの方が浸透度は高そうである⁽¹⁾。

さて、1949年に文部省図書局国語課より刊行された『国語調査沿革資料』は、明治以降の国語調査事業の沿革、たとえば国語調査委員会にはじまる国語調査機関の沿革や各種協議会などについての法的な典拠や成果を列挙した便利な一冊である。この書物の末尾には「諸外国における国語国字問題に関する文献目録」が付されている。主に日本語の文献を扱っているので、これを見れば時代的には戦前期における外国の「国語国字問題」への興味のありようをうかがうことができる。地域区分は以下のようになっている。

一般、および二国以上にわたるもの／中国／朝鮮／安南／シャム／南方／蒙古／トルコ／ロシア／イギリス、アメリカ／ドイツ／フランス／オランダ／ベルギー／その他

ここで取りあげられている日本語文献の題名の多くは、「国語国字問題」あるいはそれに類似した名称を用いており、「国語政策」という言葉も散見される。しかし「言語政策」は皆無であった。

ところが、「言語政策」という言葉が、「国語政策」などの言葉より広い意味で用いられた時期がかってあったのである。ここを議論の出発点にしたい。のちに述べるように、「言語政策」という言葉は、1930年代末から1940年代はじめにかけて発表された雑誌論文などにおいて、主として「南方」に対するものとしてしばしば用いられていた。こうした状況をこの文献目録は正確に反映していない。むしろ、とりこぼしがは避けられないし、題名だけで判断してはならないのであるが、この文献目録の「南方」に取りあげられたのは、

三吉朋十「南方共栄圏の言葉など」『国語運動』7巻4号、1943年4月

宮武正道「インドネシア語会議」『国語運動』2巻10号、1938年10月

宮武正道「ジャバ語の国語改良運動」『国語運動』4巻12号、1940年12月

の三本のみであった。ここに、敗戦後に生じた視線の変化を見ることができる。つまり、題目から推してわかるように、「南方」固有の言語についての問題である。

文献目録製作者の視点にないことがらは明白となる。それは、日本が「南方」に関与しそこに日本語を普及させようとしていたこと、そして日本の政策が「固有語の尊重」を掲げて「現地語」と向きあっていたこと、である。おそらくこの文献目録が戦前に作成されていれば、もう少し様相が異なっていたにちがいない。

同様の見方をこの文献目録の「朝鮮」についてしてみると、なぜそこに

朝鮮語学会『朝鮮語綴字法統一案』朝鮮語学会、1940年

しか掲載されていないのかわかる（「中国」の立項のなかに台湾関連のものはない）。

「言語政策」の発生（安田）

それは、「国語」としての日本語をいかに普及させるかだけが考えられ、朝鮮語といかに向きあうかは「問題」となっていなかったためである。もちろん、さまざまな形で指摘される朝鮮語「禁圧」政策がとられていたことは事実である。しかし、文献目録に収録される対象となったような日本人の言語学者や教育学者たちの言説のレベルでこうした問題、つまり植民地の異言語の問題があらわれてこないこともまた事実である。

本稿ではまず、かれらが帝国日本の多言語性をいかに認識していたのかを、戦前戦中期の言語関係の雑誌などにあらわれた「国語政策」「言語政策」などの用例にもとづいて検討する（第2章）。その結果導きだされる仮説は次のようなものになる。すなわち、植民地においては少なくとも言説レベルで「国語」の教育普及のみが優先あるいは興味関心の対象となり、植民地異言語に対する認識が低かったこと、その一方で中国大陸や「南方」においては日本語の普及も念頭におかれていたものの、それ以外の異言語にも一定の（かつ恣意的な）配慮がなされていた。

そして第3章と第4章では、こうした認識を生んだ背景の一つを、個別の言語学者たちの「言語問題」観のなかに探っていくことにする。そこでの結論は、多言語状態が、政治的問題に転化しうるということが、帝国日本内部の問題として、とくに植民地において起こりうるとかれらは考えていなかったということである。そこにあるのは社会における多言語性、あるいは個人における多言語性への低い評価であった。

なお、本稿の分析は主として言語関連の雑誌記事・論文を対象としている。

第2章 「国語政策」と「言語政策」と

第1節 「国語政策」

「国語政策」という言葉そのものの出現は少なくとも1907年までさかのぼりうる⁽²⁾。「国語」というものが国民国家日本を構築するために不可欠な要素であると認識され、とりわけ国語学者の上田万年（1867年～1937年）によってその確定と研究の必要性が訴えられたのが1890年代の後半のことであった⁽³⁾。そして「国語政策」を発動してなんらかの形で「改善」せねばならない問題群を、「国語問題」と称したのもまた上田万年であり、1895年の用例をはやいものひとつとして数えることができる⁽⁴⁾。上田は「語学問題」という表現もしている⁽⁵⁾が、「国語問題」という表現が圧倒的である⁽⁶⁾。また保科孝一（1872年～1955年）の1900年の用例もはやいものなかに含めてよいだろう⁽⁷⁾。

こうしたなかで、「国語」というものをめぐる諸「問題」（具体的には標準語の問題や表記の問題など）が存在するということが認識され、その結果この二つの単語をあわせた「国語問題」という言葉が定着していった（あるいは「国語国字問題」として）と考えることはたやすい。

ちなみに、1920年代に「国語政策」という言葉を用いていた国語学者に山田孝雄（1873年～1958年）がいる。山田は1924年に「私はこの政策と云ふ言葉を、こゝで学者とか政治家とかの云ふ六ヶ敷しい意味の上から云ふのではなくして、この問題を如何に解決すべきかと云ふこと位に使つて述べるに過ぎないのであります」⁽⁸⁾ としているように、「政治」の観点はない。

「国語」に「政策」が必要であるという認識がいだかれるようになったのは、上田万年の功績であって、「国語政策」という言葉を用いてより具体的に展開していったのが、上田のもとで学んだ保科孝一であった。著作の表題だけ見ても、マル秘扱いで公刊されなかった1921年の『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』⁽⁹⁾、1933年の『国語政策論』、1936年の『国語政策』、1942年の『大東亜共栄圏と国語政策』などのように⁽¹⁰⁾、「国語政策」という用語が顕著にあらわれている。

代表的な使用例はともかく、「国語政策」という言葉が認知され定着していったのは、その必要性が認識されるようになったためといえるだろう。つまり、1930年代以降の中国大陸への侵出の本格化、そして「東亜新秩序」、「大東亜共栄圏」に至る帝国日本の影響圏の拡大とともに、「国語」に対する人為的な手入れが必要であるという見方が共有されてきたのである。もちろん、「国語政策」という言葉のほかにも、「国語対策」⁽¹¹⁾ や「国語国策」⁽¹²⁾ という言葉も用いられていた。

第2節 「言語政策」

こうした、日本の侵出と言語の問題に関して意識が高まっていった時期に「言語政策」という言葉が登場する⁽¹³⁾。管見のなかで初出に近いと思われる用例は、1935年5月刊行の『言葉と文字』第5号（齋藤秀一主宰）所載「ソヴェート同盟に於ける民族政策と言語政策」であるが、翻訳語的である。この雑誌自体は発行部数が少ないのでここが発信元となって「言語政策」という言葉が広まったすることはできないだろう。しかしながら、プロレタリア・エスペラント運動の一つの中心となっていたこの雑誌が、エスペラントによるソビエト言語学関連の文献の翻訳も積極的に掲載していたことを考えると、翻訳語として「言語政策」を成立させる契機はもっていたといえる。なお、この『文字と言語』を主宰していた齋藤は日本の言語政策をエスペランティストとしての立場から批判していたこともあり、「国語」という言葉にひそむ「国家性」に敏感であったようで、この雑誌の論文の題名には意識的に「国語運動」などの言葉よりも「言語運動」を選択していた（たとえば第12号[1937年12月発行]の特集は「言語運動の提携」）⁽¹⁴⁾。同じく、エスペランティストの高木弘（本名大島義夫）の主宰で1933年から1936年まで計16冊発行された『国際語研究』は、日本語のローマ字表記をエスペラント的にすべきだといった論文が掲載されたように、プロレタリア・エスペラント運動を意識した雑誌であり、エスペラントそのものに関する論文ばかりではなく、プロレタリア・エスペラント運動

関係の論文も翻訳を含めて掲載されたい。高木はそのなかで「言語問題の階級的意義」（1号，1933年）や「言語運動の新しい方向」（16号，1936年）を著している。雑誌全体を通じて「国語」ではなく「言語」が使われている。

一方、この時期に「言語政策」よりもややなじみがあったのは「言語問題」という言葉であろう。英語学者として著名な岡倉由三郎（1868年～1936年）主宰の言語問題談話会は、雑誌『言語問題』（1935年5月～1937年6月）を発行していた。言語問題談話会は、「国語、外来語、国際語を理論的に、また実際に諸側面から検討し、国民大衆がこうむつてゐる、言語上の負担をできるだけ軽減することに貢献することを目的」⁽¹⁵⁾として設立された。岡倉自身も「国語の愛護の問題」⁽¹⁶⁾に関心を持っていたが、それ以外にもBASIC ENGLISHの問題をはじめ、エスペラントから日本語のローマ字表記問題など、その広がりを見ることができる。ここから考えると、「国語」（日本語）も含めた諸言語の問題という意味での「言語問題」ということになろう。「政策」という政治的側面をださず、言語内的な研究ではなく言語の運用面におけるさまざまな「問題」を扱うのである。そうしたこともあってか、この誌面に「言語政策」の言葉を見つけることはできない。なお、言語問題談話会は岡倉の死によって、国語協会に合流し、『言語問題』も終刊となる。

ところで、1930年代末になると、「言語政策」の用例が雑誌論文でいくつか見られるようになる。

たとえば、「言語政策と言語教育——アメリカにおける二重言語児童——」は、副題が示すようにアメリカにおけるスペイン語母語話者の児童に対する英語教育について紹介したものであるが、そうした「バイリンガリズム」を生む背景として移民や植民政策のあること、そして「バイリンガリズム」のあり方が「支配的乃至先進的民族が被支配的乃至後進的民族の言語」を政策としていかに扱うかに左右されてくることを指摘している⁽¹⁷⁾。また「列国の対外言語政策」という論文は、題名通りの内容であるが、「植民地への言語政策」（プロシア、オーストリア、ロシアの対ポーランド言語政策など）が強制的なものであったために反発をかったという指摘がなされている一方、

わが国では、台湾の蕃語と支那語、北海道のアイヌ語、樺太のアイヌ語とツングース語、朝鮮の朝鮮語に対立しての国語教育が、母語に翻訳することなき直接式会得を要求してても、幸にして政治的反抗も受けず順調に進んでゐる。幾代か世代を重ねるうちには母語も忘れられてしまふであらう⁽¹⁸⁾。

と、帝国日本の内部では「言語問題」は政治化しないという認識が示されている（こうした認識の構造については次章で検討する）。

また、1940年には「言語政策の確立」⁽¹⁹⁾という記事が書かれている。これは内容的には「今日のが複雑乱雑な国語国字問題の解決」を「日本語の海外進出の事実」のもとで論じた

もので、「(日本の) 国語政策」と同義である。

このように、「言語政策」という言葉が、「国語政策」という言葉ほどではないにしても、日本語の問題として（つまり「列国の対外言語政策」というような用法以外で）用いられるようになってくると、同一論文中で混用される場合もあったが、両者の用法上の使いわけが無意識のうちになされていったようである。

ひとつの説明は、次のようなものになるだろう。日本語を「国語」（国家の言語、国民の言語）として普及させる地域（「内地」、植民地そして教科目の「国語ノ一」⁽²⁰⁾）となった「満洲国」における政策を「国語政策」⁽²¹⁾と称し、それ以外の地域、つまり日本語が「国語」でない地域に日本語を通用させたい場合にとるべき政策を「言語政策」と称する場合も生じたために、この言葉が「国語政策」と多少混用されつつも用いられるようになった。社会学者の松本潤一郎（1893年～1947年）が、「言語政策が国家の統制可能の範囲におかれる国語に対する政策即ち国語政策として発動する」⁽²²⁾と表現しているのもその一例である。

「言語政策」という言葉は日本語の勢力圏の拡大にもなって生じて広まった言葉であった。しかしながら、「言語政策」と「国語政策」の地域による使いわけが徹底しないと、たとえば「比島独立と国語問題」「比島国語の誕生」⁽²³⁾といった論文の「国語」がフィリピンの「国家（正確にはアメリカ合衆国からの独立準備期であるが）の言語、国民の言語」という意味での「タガログ語」を指していることが瞬時にはわからない。これは「国語」を普通名詞として扱うか、「日本の場合の」というような固有名詞的に扱うかの差異でもある。したがって論者によってはたとえば保科孝一のように、「国語」＝「国家語たる日本語」という意味で「大東亜共栄圏の建設と国語政策」「大東亜共栄圏の国語対策を確立せよ」⁽²⁴⁾と「国語政策」で一貫していたものや日本ローマ字会のように「南方国語政策に関する本会の意見」⁽²⁵⁾といった用例も見えるが、「大陸経営とわが言語政策」「東亜の言語政策と放送」⁽²⁶⁾、「大陸の言語問題・政策・工作」⁽²⁷⁾、「共栄圏と言語政策」⁽²⁸⁾、「大東亜言語政策の基調」⁽²⁹⁾、「言語政策座談会」⁽³⁰⁾、「日本言語政策論」⁽³¹⁾、「大東亜の言語政策と放送」⁽³²⁾といったように「言語政策」の方を選択する論文も多い。

第3節 意味の差異

こうした、国家の関与の度合いが異なる地域に対する政策という意味で「国語政策」と「言語政策」の意味が区別されていった一方で、「言語政策」という言葉には、「国語政策」のもちえない意味が読みこまれていった。

・まず、政策レベルに近いところの用例を出そう。1942年9月1日付海軍省調査課「大東亜共栄圏論」は、「大東亜共栄圏」に対する種々の具体的な方策のあり方を記した文書であるが、その「文化政策の具体的方策」のなかで、

(1) 言語政策

言語政策は民族意識の統一の上からも極めて重要な政策である。

何よりも先づ各民族の国語を復活又は創始せしめ、日本語は直轄領にありては公用語、一般通用語として普及せしめ、保護指導する地域にありては一般通用語なるにとどめること。（そのためにも標準日本語の整備確立を急務とす）欧米語は将来大学乃至高等教育において課するにとどめること⁽³³⁾。

というように、対異言語への政策をも含めて「言語政策」と称している。こうした方針は、1942年2月に官制公布された、「大東亜共栄圏」に対する総合的政策の指針を検討する大東亜建設審議会⁽³⁴⁾の第二部会の答申「大東亜建設ニ処スル文教政策」⁽³⁵⁾と相似している。つまり、この答申のなかで占領地での教育方針を示した「大東亜諸民族ノ化育方策」には、

言語ニ関スル方策

現地ニ於ケル固有語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亜ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的ナ方策ヲ策定シ尚欧米語ハ可及的速カニ之ヲ廃止シ得ル如ク措置ス
と、「言語」の方策の含みこむ範囲が示されている。

雑誌などの言論のレベルでも、似たような構図を見いだすことができる。たとえば大西雅雄「南方に対する言語政策」⁽³⁶⁾の見出しは、

- 一 先づ現地語を尊重する事
- 二 白人語を排斥する事
- 三 日本語を普及する事
- 四 普及日本語の性格
- 五 言語政策論

となっている。さらに、「言語政策」という言葉ではなく「言語対策」という言葉を表題に用いた長谷川松治「言語対策と言語理想」という論文では、

さて、大東亜の言語問題は、一、日本語の共栄圏進出の問題、二、東亜諸言語の比較研究、各地住民の民族共通語樹立、三、今後の日本内地並びに共栄圏内各地に於ける外国語教育の問題の三者に概ね要約することができるであらう⁽³⁷⁾。

といった分類がなされている。もう少し例を挙げれば、宮武正道「南方の言語政策」⁽³⁸⁾の見出しは、

南方の言語 非原住民の言語 共通語の問題 マレー語ローマ字統一論 日本語普及の問題

であり（ここでの「共通語」は、タガログ語やマレー語など各地域の共通語のこと）、石黒修「大東亜の言語政策」⁽³⁹⁾は

大東亜における言語 大東亜の言語政策 日本語の普及

として、「日本語の普及」とは別に「大東亜」の諸言語に対する方策をいかに立てるべきかを論じている。こうしたところからも、「言語政策」の扱う範囲の広がりや新たにもたされた意味を知ることができる。

もちろん、「固有語」への意識、多言語性への認識が生じていたにせよ、政策レベルでの議論でも、諸々の言説においても、まず第一にめざされたのは日本語の普及であった点を忘れてはならない。そして配慮がなされた「固有語」も、地域共通語になりうるタガログ語、マレー語などに限られ、「一地域一言語+日本語」という構図を読みとることができる点にも、こうした認識の限界をうかがえる⁽⁴⁰⁾。

こうした上でさらに留意すべきは、各種雑誌などの論説⁽⁴¹⁾において「言語政策」よりも「国語政策」、「国語教育」、「国語問題」など、「国語」ばかりが用いられていた地域が植民地である台湾や朝鮮であった点である。「言語政策」という言葉が、上にみてきたような含意があったとすれば、「国語」以外の言語に対する政策も含みうる「言語政策」という言葉が見うけられないことは、実際の政策として各総督府が植民地異言語に向きあっていたにせよ、言説のレベルにおける異言語認識の低さを示すものといえる。

第4節 学問的対象としての「言語政策」

以上は、政策、言説のレベルであるが、学問的対象として言語政策・国語政策がとりあげられるには、一定の手続きが必要であった。もともと、「政策」という形で行なわれる言語に対する人為的操作自体が言語学や国語学主流の対象になることは、基本的になかった⁽⁴²⁾。それは、こうした学問が記述の学であり法則をみいだすことに重きをおくものであったためだろう。ある人物の1942年の言葉をかりれば、

十九世紀以来多くの言語学者の頭を支配して来た考へは自然主義的言語観であつた。[…]
すべての努力は在るがまゝの言語事実の観察と記述に集中せられ、言語政策の如きは言語学の関知せざることがら、否寧ろ言語学本来の目的と背馳するものとさへ考へられたのである。著者である長谷川松治は、「自然主義的言語観」を捨てて「その主体たる民族・社会、その内容たる文化をも考察に入れ」た「主体的立場」に基づく言語観をうちたて、その上に「言語対策」をたてよ、と主張していく⁽⁴³⁾。この立論構成は、「西欧の言語観」を「言語構成観」とひとくくりにし、それに対抗する言語観として、話者の「主体的立場」に基づく「言語過程観」を唱えた時枝誠記のものと相似する。時枝は、京城帝国大学在職中にこの言語観に基づく「言語過程説」によって言語への人為的な関与の学問的正当性を主張し、植民地朝鮮での国語教育政策、とりわけ朝鮮人の「母語」の「国語」化を強烈に訴えた人物でもある⁽⁴⁴⁾。学問的検討にたえうようにするために新たに設定した、言語に「政策」として関与する際に用いる言語観が現実の政治に見事に合致したわけである。

言語の学問ばかりではなく、社会学においても、主にフランスの言語社会学の業績の翻訳紹介が1930年代に行なわれた。

社会学のなかで言語政策の問題を扱ったのは、1918年に「国語に対する実理政策」(『日本社

「言語政策」の発生（安田）

会学院年報』第5年1.2.3合冊）を著した建部遯吾（1871年～1945年）がはじめてだろう。建部は「国語に対する実理政策」を彼自身のいう「教政学」の一部門にすえている⁽⁴⁵⁾。「教政」とは「教化の行政」の意味であり、「教化」を「自然的状態に於ける人を化して、社会の成分たるに適應する人格を有するに至らしむる社会的事項の謂なり」⁽⁴⁶⁾と定義している。その一分野に「国語政策」を位置づけていることには留意すべきであろう。

1933年に田辺寿利（1984年～1962年）が著した『言語社会学』（国語科学講座5，明治書院）は、フランスの言語社会学の概説書であり、さらにこの内容をふまえた『言語社会学叙説』を1943年に出版している。後者において田辺は、建部の研究にふれ、その先見性を認めたが、「有識階級の輿論とはならなかつた」と学問的継承がなかったことを記している。田辺は「国語及び国際的共通語に対する政策は、社会的事実としての諸通語の研究、すなはち言語社会学の帰結を、当然基調として立案されなければならぬ」⁽⁴⁷⁾としており、「社会的事実」としての言語の学問的分析の上に政策立案がなされるべきであると主張していた。しかし田辺の二著は日本の言語政策について論じたものではない。

同じく社会学者である松本潤一郎は雑誌『国語文化』1943年3月号の巻頭言に「言語政策の社会性」という文章を寄せている。そこでは、

言語が何よりも社会的交通手段であることが忘れられてはならないところである。[…]

我国当来の言語政策は、いまや伸長する新東亜広域社会における精神的交通手段創出の企画性を盛り上げて行かなければならぬ。言語の広域社会的発展の見透しにおいて政策の志向が指向づけられなければならないところに、その伝統性の考慮が決して、その社会性の認識に優先せしめられてはならないことが、結論される。われわれは過去への回顧によつて前途への発展を阻碍する如き、言語政策の取り上げ方を、この際一擲してかゝる必要があるであらう⁽⁴⁸⁾。

というように、「社会的存在」として言語をとらえ、「伝統」の規制を断ち切ることときには必要であると述べていく。松本はすでに1942年に「言語政策から見た国語醇化の問題」を著している。そのなかで、言語政策を「必要性」「実用性」「芸術性」の三段階に分け、各々を「標準語」の選択、「海外進出」にともなう「国語合理化」、「外国語との比較競争」という形で実際の日本の状況にひきあわせて論じている⁽⁴⁹⁾。

ともあれ、こうした形で国語政策・言語政策に、学としての裏打ちが要請されるような状況になっていたと考えてよいだろう。

第3章 「言語問題」の覚醒

本章と次章では、政策的対応に関する学問としての整理のあり方について見ていくことにする。それと同時に、前章で若干垣間見た、言説レベルにおける植民地異言語に対する認識の低さの一例を、日本の言語学者たちの「言語問題」認識のなかに探っていくことにしたい。かれらが、ある社会や国家のなかで異なる言語をめぐる問題が生じうるという認識をえたのは、欧州留学を通してであった。ただし、その認識のしかたは留学した時期と、その時期における日本の言語状況のあり方によって異なっている。

後にも触れるが、保科孝一は1933年に著した『国語政策論』において、「国語問題」を二つに分類している。引用すれば、

いわゆる国語問題には人文的のものと、政治的のものと二種ある。その人文的国語問題はわが国におけるものがその好例であつて、この問題をいかに解決しようとも、その結果においてなんら政治的の意味を生じない⁽⁵⁰⁾。

として、標準語の制定、文体、文字、仮名遣、文法などが「人文的国語問題」であるとする。一方で「政治的国語問題」とは、

一体民族が相集つて一つの国家を構成するか、あるいは民族としては同種であつても、それぞれ固有の言語を有するとき、それらの国家がいつれの言語によつて国務を執行するかは、かならずや重要な問題としてあらわれて来るのである⁽⁵¹⁾。

そうした問題のことを指すという。

保科の分類をあてはめてみると、1894年に留学から帰り、「国語」の確立の必要を訴え続けていた上田万年は、「人文的国語問題」こそが日本で解決されるべきであるとしていた。上田は「政治的国語問題」が欧州に存在することは多少なりとも意識していたようであるが、その同じ視線を日本に向けることはなかった。「国語」の確立こそが喫緊の課題だったからであろう。台湾を領有し、朝鮮の植民地化が進められていた時期に欧州に留学した新村出（1876年～1967年）は、基本的には上田と同じスタンスではあるが、欧州における「政治的国語問題」の存在を強く認識している。しかしながら、日本の植民地において同様の問題は生じえないと確信していた。本章では主にこの二人の論調をおうことにする。

第1節 「国語」確立期——上田万年の場合——

まず上田万年の場合。上田は1890年から94年にかけてドイツとフランスに留学し⁽⁵²⁾、帰国後帝国大学の博言学教授に任命される。その後の積極的な言論活動によって、当時の日本における「国語愛」の意識の低さを指摘するとともに、通時的および共時的な「国語」の確立の必要性とそのための学問としての「国語学」樹立が必須であることを強く主張し、帝国大学内に

国語研究室を設置（1897年）するなど、その制度化に尽力した。こうした上田の論点からは、ヨーロッパ諸国の言語問題と同様のものが日本にも存在するという認識を取りだすことは難しい。むしろ、1894年10月に哲学館（のちの東洋大学）で行なった有名な講演「国語と国家と」では、ヨーロッパ諸国との国家形成の差異を強調している。つまり、ヨーロッパ諸国では一国家のなかに複数の「人種」がいることは普通のことであるが、それがまとまった国家を形成するには「必ず其処に一の中核ともなるべき一人種あることを認めらるゝなるべし」とし、その一方で

日本の如きは、殊に一家族の発達して一人民となり、一人民発達して一国民となり[……。この言語の一致、人種の一致をば、帝国の歴史と共に、一步も其方向よりあやまり退かしめざる様、勉めざるべからず⁽⁵³⁾。

言語と人種との一致が日本の特徴であり、それを維持すべきだというのが上田の意見である。ヨーロッパ諸国においても中核たるべき「人種」がないことには国家形成ができないとしているのであるから、多言語状態に対する上田の評価はきわめて厳しいものになる。それは、

ウェールズ語ゲリック語が英国議院にて、バスク語ブレトン語等が仏国議院にて、[……]断じて採用せられざるも、[……]一国家の名誉、一国家の秩序、一国家の命運等相伴へばなり⁽⁵⁴⁾。

というところに明らかである。上田にとってはヨーロッパの言語問題で参考にすべき事項は、各言語の綴字法改良運動であった。保科孝一というところの「人文的国語問題」のみに焦点をあてていったのである。たとえば1895年に発表された「欧州諸国に於ける綴字改良論」では、イタリア・スペイン・ポルトガル・フランス・ポーランド・ドイツ・デンマーク・スウェーデン・イギリスにおける綴字問題についてごく簡単な解説がなされている。「欧州諸国」と称して各国の問題を列挙しているように見えるが、実はそれぞれの名前が冠された言語の綴字改良問題である。上田の認識はせいぜいこどまりであり、「欧州諸国」での「改良」を、日本での新たな「綴字改良」論の参考にしようというものであった。しかし、参考にするとっても、明治初年のかなもじ運動やローマ字運動がすべて「皆共泣寝入りとなりぬ」となった原因を、

主唱者や熱心ならざりし、会員や例の浮気なりし、抑も亦社会や頑迷無智何事も解せざりし、或は然らむ、或は然らざらむ。予輩は容易に此判断を、公言するに忍びざるものなり⁽⁵⁵⁾。

と、何が問題であるかは明確にわかっていたのではあるが。

また、1897年には「仏国の学士会院」にならった「国語会議」を早急に設けるべきだとの論をはっている（1902年には文部省の国語調査委員会として結実する⁽⁵⁶⁾）。

「国語」の確立を必死に唱えた上田にとっては、ヨーロッパ諸国において主要言語の整備をいかに行ったかという点に目が向かうのは当然であって、ある国家内での主要言語とそうで

ない言語との間に生じるさまざまな軋轢，いわば言語「間」問題を見ることはない。この言語間問題はあくまで対岸の火事にすぎないものだという認識であったのだろう。そのことは、上田が「国語と国家と」の講演を行なった1894年時点では、アイヌや琉球を包摂していたとはいえ、少なくとも、植民地となっていく台湾や朝鮮を領有していなかったからだ、と解釈することもあるいは可能であろう。しかし、言語間問題が対岸の火事だという認識はひとつの大きな傾向となった。

第2節 植民地領有期—新村出など—

1908年から翌年にかけて英独仏に留学した新村出は、留学先のフランスから、雑誌『教育芸術界』宛の書簡の形をとった投稿記事で以下のように述べている。

「…」本邦にありて、国語問題が常に文語問題、文字問題、仮名遣問題等なるに対して、歐洲の問題が、仮名遣のそれ以外、更に国民人種に深き根柢を有し、實際上利害関係少からざる言語そのものゝ問題に触れて、論議争闘頗る激しきは、生等をして、言靈の幸はふ日本に生れたる身の有難きを思はしむると共に、又少からざる興味を起さしめ候⁽⁵⁷⁾。と述べ、「独逸帝国に於るポーランド語」、「同帝国の領土たるエルザス州に於る仏語問題」、「奥國のボヘミア語」（オーストリア）、「匈牙利の国語問題」（ハンガリー）、「仏国内、南方プロヴンス語、又は西端ブリタンニユの語」、「白耳義国〔…〕の国語争論」（ベルギー）、「英国内〔…〕昨今のアイルランド語の復活運動」、「英国新領土、南阿〔…〕英蘭兩國語の対峙」と次々と列挙していく。ところが、こうした「国語争論」は日本にはない、と新村はいう。保科的に言えば、「政治的国語問題」の不在をいうのである。

兎に角、歐洲に於ける綴り字問題は目下沈静の状にあり、又其由来等も、日本に於るとは、趣を異にすること勿論に候が、前述の如く、右の諸問題よりも、更に活気あるは、国民問題又は人種問題としての国語問題に候。是亦国体の特質、国家成立の由来、之を然らしむるもの、生等は、台湾朝鮮に、この事の起ることを予期し能はざるものに候が、之に反して歐洲至る所、国語問題の声の多少響かざる所は無之候⁽⁵⁸⁾

台湾はすでに日本の領土となり、朝鮮は保護国化されていた。しかし、ヨーロッパで起きており新村も見聞しているはずの「国語争論」あるいは「国民問題又は人種問題としての国語問題」は日本では起こらないだろうと断言している。新村はその理由を「国体の特質、国家成立の由来」に求めている。しかし、日本の植民地にはたして「人種問題」はなかったのだろうか。

帰国後の1910年に発表した論文では、上記諸国の言語問題をもう少し詳しく解説しているが、そこでも、

国語の競争と云ふやうなことは到底日本では望めないことだし、又さう云ふことが起らう

「言語政策」の発生（安田）

とは思はない。台湾とか朝鮮などに於て、其他満洲などに於ては違つた人種も居り、又違つた国語を話して居るけれども、大に反旗を挙げて競争しようと云ふやうな時期はいつ来るか、殆どさう云ふ時期は来ないと云つても宜しからうかと思ふ⁽⁵⁹⁾。

としている。根拠が示されないままに。

なぜであろうか。実態と言説のレベルは異なるのではあるが、ことは「国体」の理解の仕方にあると思われる。新村自身の「国体」観は明確に示されていないが、たとえ異言語話者を含もうとも変化を起こさない強固な「国体」というイメージがあったのではなからうか。この点について、多少横道にそれるが言語学者の言説をはなれて少し検討し参考としたい。

上田万年と帝国大学同期で、文部官僚を経て貴族院議員となった沢柳政太郎（1865年～1927年）は、韓国併合後の1911年に以下のように述べている。「由来我が国は他種族を混じない国体であった」とし、

[...]即ち朝鮮を併合したるに依つて、二千年來の我が国の統一、強固なる国家的基礎をして、一分の緩慢を来させないのみか、益々統一を完全ならしめ、その基礎を強固ならしむるのが、国民及び統治者の大なる義務である⁽⁶⁰⁾。

という原則を示す。そうしたうえで朝鮮における日本語の問題について、きわめて簡潔な結論を述べる。

日本語を朝鮮人が解して、自他の意志の疎通が自由に出来、思想感情の交換が十分出来る様になつて、真実の朝鮮人の解釈が出来て、此所に初めて、朝鮮統治の方針も、朝鮮人教育の方針も確立する事が出来るのである、而してその確立された方針に依つて彼れ等を教育し、彼等を統治して行けば此処に、朝鮮人を純日本人と化する事も出来、朝鮮を日本の一部として十分統治して行く事も出来、日本国の基礎をして益々強固ならしむる事も出来るのである⁽⁶¹⁾。

異民族を統治するためには言語問題の解決が必要であるとし、解決策として沢柳はこのようなことを述べたのであるが、注意したいのは、解決が必要だと述べる際に、ヨーロッパの言語問題が参照されている点である。つまり、沢柳は、イギリスのインドでの英語普及や当時独領のアルザス・ロレーヌ地方におけるフランス語禁止といった言語問題について簡単に触れたあとで、

これを見ても国語の普及が如何に困難であつて且又統治上の諸問題と関連してゐるかゞ知られると同時に、如何に各国が国語の問題を重大視してゐるかゞ解ると思ふ。

朝鮮人に日本語普及すると云ふ事も之れと等しく、唯それ以上に必要な事は之れ等の例でも知らるゝ事であるが日本と朝鮮との関係には自ら他の列国と其領土との関係とは異なる点が多いから、彼れを以つて直に之れに比して、それか論定を下するは勿論出来るものではない、併し朝鮮に於ても国語問題が統治上、重要な一問題であると同時に、却々困難の

伴ふものであると云ふは一つである⁽⁶²⁾。

とする。ヨーロッパにおける言語問題とは性質が異なるといいたいのだ。どこがどう異なっているのだろうか。つづいて沢柳は、先に引用した「由来我が国は他種族を混じない国体であった」からはじまる文書をつなげていく。「二千年来の我が国の統一、強固なる国家的基礎をして、一分の緩慢を来させない」ために、日本語普及を通じて「朝鮮人を純日本人と化する」べきだ、というのである。そのためには、しばらくの間は方便として朝鮮語が使われても構わないが、

[...]時日さへ待つならば、即ち今の少年、幼児が成長する様になれば、斯して日本語を朝鮮語にすると云ふ事も左程困難なる事ではないと思ふ⁽⁶³⁾。

と、世代を経て完全に日本語に移行することが可能であると考えていた。

ヨーロッパの言語問題と、一体どこがどのように違うのか、これも新村とおなじく明確に示していない。「国体への同化」が疑うことなく善であると沢柳が考えていたのであれば、それが回答となる。そしてその「同化」がスムーズに行なわれれば言語問題など起こりようがない、ということになる。「行なわれれば」といういい方は沢柳の意図として正確ではない。むしろ、スムーズに当然行なわれるものが「二千年来の」日本の「国体」なのだ、というべきだろう。

この点について、煩瑣ではあるが、別の論点を確認してみたい。

今日殖民政策を攻究するものゝ間に新領土又は殖民地の用語に関する議論喧しく、一方に母子国民間には必ず同一語を用ゆるを要すといふものあり、他の一方には土民旧来の言語を保存するの必要を説くものあり、是と同化政策非同化政策の論争とを相混して是非紛々たるの状あり、且用語問題は常に教育政策と相結で其紛糾を益すものあるに似たり⁽⁶⁴⁾、という一文ではじまる、韓国併合後の1910年11月に発表された稲田周之助「朝鮮人と日本語」では、

或は半島の上に日本語朝鮮語並び行はるゝの不便を云ふものあらん、併ながら半島人民にして日本語を解するとは其必要且有益なる事なるを以て、二語並行はるゝも亦已を得ざるなり、欧羅巴大陸には二国語並び行はるゝ処甚だ多く、巴爾幹各地亦二種三種の言語を解する人民多きのみならず、或地方は二語共に其固有語たるの状を成し居れども、是等は相習ふて以て俗を成し、遂に其不便を感ずるものあるを見ざるなり、且朝鮮人を強ゆるに朝鮮語を用ゆる勿れ云ふを以てせば、其苦痛大なるべく又到底行はるゝ事にもあらざれども、朝鮮語と併せて日本語を学ぶべしと云はゞ皆喜て之に応ずべく、其併合以前に於て半島中日本語を解するもの甚だ多きを見ても其概を知るべきなり⁽⁶⁵⁾、

と「二語並行はるゝも亦已を得ざるなり」といった二語併用が決して珍しくないことをヨーロッパの例を引きながら述べていく。しかし、教育や行政などの制度における使用言語については、「交趾支那、アルゼリア」でのフランス語、フィリピンでは宗主国の交替にともないスペイン

「言語政策」の発生（安田）

語から英語へとかわったことなどを挙げ、「之等の類例と相照らすときは新朝鮮人をして日本語を常用せしむることは極めて自然的にして且極めて容易なり」⁽⁶⁶⁾ といいはなつのである。

[...]朝鮮人は日本語を学び及び之を用ゆるに就き特殊の便宜を有するものにして、今日既に之を善くするもの甚だ寡からず、将来は益々其多きを望むべく、何等の強制又は何等の政略を用ゆることなくとも、日本語は遂に全半島の津々浦々までも普及すべきことを想思するものなり、

歴史上日韓両国共に漢字漢文を以て言語文字の基準と為すや久しく、其制度文物の淵源亦甚だ相同しきものあり、是れ両国民互に相解し相通じて其交通極めて相熟するものある所以なり、且朝鮮人由来敏捷にして善く他人の言語を知るの特能あり、[...]而して今乃ち日韓併合成つて半島は則ち日本帝国の一部たり、其生靈は則ち尽く日本帝国臣民たり、其政治経済將た社会万般の事皆漸く將に本土の醇に化せんとするものあり、此間朝鮮人にして日本語を知るは則ち其利福を全くするの第一要務たり、彼等日本語を知るの素地既に存す、若し之に与ふるに多少の便宜を以てしたらは風尚草偃郵を置之を伝ふるが如きものあるべし⁽⁶⁷⁾、

要は、「同文同種」だから日本語普及が可能になるのだ、という文化的次元に還元してヨーロッパ諸国での言語問題とは性質が異なり、なんら問題なく日本語普及ができる、という議論である。

言語学者のレベルのみではなく、教育関係の言説においても、ヨーロッパの言語問題を日本の植民地における言語問題と引き比べて考えてみるという思潮があったことと、それにもかかわらずヨーロッパの言語問題とはまったく異なるのだと強く認識していたことがうかがえる。「異なる」論拠として出されるのが、「国体」や「同文同種」というものであったことは、さほど本質的とはいえ、「政治的国語問題」が当時とりあえず生じていなかったからこそ主張できた論拠にすぎない。

第4章 「言語問題」発生の可能性

本章でとりあげる二人の国語学者の場合、新村と多少異なっているのは、具体的かつ本格的に欧州の言語問題の研究・紹介を行なっている点である。

保科孝一は既述のように「国語問題」を人文的と政治的とに分けて論じた。上田や新村と異なり、保科はやや時間はかかったが、日本の植民地などにおいても「政治的国語問題」が生じる可能性を指摘し、それが問題化する前に対策として「国家語」の制定を行なうべきだと説き続けていた。

安藤正次は台湾総督府在外研究員の身分で留学し、留学終了とともに台北帝国大学の教授に

就任し、総長まで務めた。とりあげた四人の言語学者・国語学者のなかでは唯一の植民地体験を有する人物である。

この兩名は、日本の影響圏が最大にまで広がった「大東亜共栄圏」のなかにおける言語問題も視野に入れて論じている。保科の場合はあくまでも「国家語」の制定を唱えることに終始しているのであるが、安藤は、「大東亜共栄圏」の構造にしたがった形での言語編制を考えているところが異なる。安藤はある社会における言語問題を「バイリンガリズム」という形で分析したが、日本の植民地における「バイリンガリズム」のとらえ方と、欧州のそれのとらえ方とをまったく別物とした。また日本の植民地と、「満洲国」などの政治体制が異なる日本の影響圏での「バイリンガリズム」のあり方も別物と考えていた。こうしたところに、2章でみた多言語性認識の地域差を見ることができる。

第1節 「国語問題」の整理と日本での発生可能性——保科孝一の場合⁽⁶⁸⁾——

第1項 欧州留学と言語問題

保科孝一は1911年から翌年にかけてのドイツとフランス留学のなかで、欧州の言語問題の深刻さを認識していったようである。留学の名義は「言語学・語学教授法研究」というものであったが、「その目的はもっぱら欧米における国語国字問題を研究し、これに関する資料を集めるにあった」と1949年に回想している。また「独・仏・英等における国語教育の実況」を見聞するため、同時ドイツ領であったポーランドの小学校などを参観している。さらにこの回想から引用すれば、

[...]政治的の国語問題は、国家の存立にも影響を及ぼす重大な問題である。当時わが国にも、言語を異にする民族が統治下にはいつてきた関係上、かような問題が発生する可能性が充分存在したのであるが、朝鮮においても台湾においても、さいわい発生するに至らなかった。しかし、早晚発生することは予想されたし、また発生するものと覚悟しなければならぬので、わたくしはかねてからこの問題に深い関心を有し、その対策を講ずるに必要な資料を集めることに心がけていた⁽⁶⁹⁾。

敗戦後の回想なので、留保は必要であるが、のちに見ていくように、欧州の「政治的国語問題」が日本にも起こりうると考えるようになったことは確かである。その対策のための調査研究を行なうというのが保科自身の留学目的の位置づけであったようである。

このことを証明するかのようになり、帰国後の1914年に『国学院雑誌』に三本たてつづけに言語問題に関する論文を発表した。列記すれば、

「アルバニアにおける最近の国字国語問題」『国学院雑誌』20巻4号、1914年4月

「瑞西における国語問題と政治問題との関係」『国学院雑誌』20巻8号、1914年8月

「南阿の国語問題について」『国学院雑誌』20巻12号、1914年12月

となる。このなかで保科は、

欧羅巴に於て、国語問題が政治と相纏綿して重大な国家的問題を惹き起こしてるところが少くない其中のもつとも著しいのが奥洪牙利巴爾韓半島及び独乙であつて、それについて、露西亜瑞西及び白耳義であらうと思ふ⁽⁷⁰⁾

というように、ヨーロッパの言語問題は政治化しやすいとの認識を示している。この引用で挙げているバルカン（巴爾韓）半島の例としてアルバニアを、そしてスイス（瑞西）の言語問題を、そして引用にはないが南アフリカの例を『国学院雑誌』で紹介したことになる。また、「独乙」の例は、独領ポーランドおよびアルザス・ロレーヌの問題のことであり、両者とも1921年に『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』（後述）にまとめられている。こうした諸々の例はオーストリア・ハンガリー（奥洪牙利）帝国の場合⁽⁷¹⁾やロシア（主にロシア領ポーランド）の場合、ベルギー（白耳義）の場合などとともに、保科の『国語政策論』（1933年。後に加筆して『国語政策』刀江書院、1936年）や『国家語の問題』（東京文科大学文科紀要6号、1933年）のなかでもくりかえしとりあげられていくことになる。

保科は、上の引用でみたように、1914年時点で、ヨーロッパでは言語問題が往々にして政治化することを指摘する一方で、

我邦の国語問題は主として教育上に密接なる關係を有するので、政治問題とは全々没交渉である。この問題の解決は社会上、行政上及び教育上からその必要を見るのであるが、しかし乍ら、この問題の解決は何等政治的色彩を有して居ない⁽⁷²⁾。

と、新村的見解を示していた。

第2項 日本での発生可能性——『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』——

しかしながら、1921年10月刊行の『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』のなかに、多少日本の植民地に引きつけて考えている文言が見られる。マル秘の印が押されたこの冊子の発行元は朝鮮総督府となっている。留学中に朝鮮総督府から委嘱をうけ、資料収集や実地調査などを行なって書いたと思われる⁽⁷³⁾この冊子の序言に、保科の言語政策観が如実にあらわれている。

植民地に対する統治政策の同化に存することは言を俟たない。徒らに武力を以て圧迫することは、国際関係から見ても不得策であるのみならず、却て反感を刺激して其の結果が面白くない。新附の民をして自然に悦服せしめなければならないが、それには彼等の思想を同化するのが最も万全の策である。是に於て国語政策が頗る深遠な意味を生じて来るので、近来欧州列強がこの政策を重視して来て居るのは固より当然の事由である。然るにプロイセン政府が波蘭に対して国語政策上から極力同化に努めたのであるが、其の結果は予期に副はなかつた。それには種々の原因もあるが、その中の最も有力なものは国語政策が

常に動揺して勇往邁進することが出来なかつたと云ふことである。新附の民を同化するに就て最も重要な案件は、確乎不拔の方針を定めた以上濫りに之を変更しないと云ふことで、若し彼等の意を迎へて従来の方針を変更するやうなことがあれば、それは必ず由々しき大事を醸成するものである⁽⁷⁴⁾。

と、理想的な「国語政策」は時間をかけて自然と「悦服」させることにあるという漸進的思想「同化」すなわち言語的「同化」にあると主張し、この冊子の大半を占めることになるドイツ領ポーランドにおける「国語政策」の「不得策」を述べたあと、

朝鮮の近況を見聞するに、恰も一千八百三十年より同じく五十年に至る期間の独領波蘭に酷似して居る。今に於てその宜しきを制しなれば、プロイセン政府に対する波蘭、英政府に対する愛蘭たるに至るかも図られない。予は植民地の統治に就ては、常に心憂して居るのであるから、独領ポーランドに関して従来の研究を略述して御参考に資することは、邦家の為、強ち無用の事でないと思へる⁽⁷⁵⁾。

としている。「御参考に資する」とはもちろん朝鮮総督府の「御参考」である。

ここで気になるのは、「朝鮮の近況」を、ドイツ領ポーランドの1830年から50年までの「国語政策」に比してとらえている点である。1830年を画期とするのは、同年から翌年にかけてのポーランド人の「反乱」をすえているためである。フランスの七月革命の影響を受けてワルシャワで反乱が起こり、一時は革命政権を樹立したものの、鎮圧されたものである。

保科はこの反乱の原因を、併合以来のドイツのポーランドに対する「温情主義」「愛撫主義」「波蘭主義」によるものだとしている。つまり、「温情」をポーランド人にかけてため、つけるすきを与えてしまった、という解釈である。この反乱の結果、プロシア政府は「温情主義」を捨て、

然るに今や彼等の利益を特に尊重するに及ばないと考へるから、波蘭語も彼等の母語として公事に使用することを禁止し、唯地方語として保存するに止める⁽⁷⁶⁾

ことになったという。「朝鮮の近況」をいうときに、保科はポーランドの1830年の反乱後に言語使用の権利が制限されていったことを念頭においていたといえるだろう。保科を含めた当時の日本人知識人が1919年の朝鮮の三・一独立運動を情報統制下でどこまで正確に把握していたのかは不明である。よほど意識的でない限り、「独立運動」を当初から「暴徒」「騒擾」と決めつけた上での新聞報道⁽⁷⁷⁾以上に読みとくことはないのであるから、ポーランドの「反乱」と同一視していた、それも、次に示すように、独立に至る可能性のあるものととらえていたと考えられる。

ともあれ、言語に限っていえば保科の含意は、朝鮮における公的場面での朝鮮語使用の制限を念頭においていたと考えるのが妥当だろう。

第3項 対処法としての「国家語」——『国家語の問題』へ——

先に引用した「序言」のなかに、朝鮮の言語政策について「今に於てその宜しきを制しなければ、プロイセン政府に対する波蘭、英政府に対する愛蘭たるに至るかも図られない」という文言があった。1921年という状況を考えると、ウィルソンの14ヶ条で独立が支持されたポーランドは1918年11月3日に独立し、翌年のベルサイユ条約で正式に承認された。一方アイルランドは、1919年1月に開かれたアイルランド国民議会において独立宣言が発せられ、その後英国との争乱が続き、1922年に批准されたイギリス・アイルランド条約によってイギリス連邦内のアイルランド自由国となり、1937年の独立へと至る過程にあった。つまり、朝鮮でも「その宜しきを制しな」と、ポーランドのような独立、アイルランドのような独立をめざす動きを招きかねないというのである。

では、「その宜しきを制」するにはどうすればよいのだろうか。

保科は、『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』のなかで、

一体国語政策上重要な問題になるのは、

公用語 Amtssprache—Dienstsprache—Geschäftssprache

裁判語 Gerichtssprache

教育語 Unterrichtssprache

軍隊命令語 Kommando-sprache⁽⁷⁸⁾

であって、これらの領域で用いる言語を定めるべきであるとしている。この四種の領域は、国家の国務に属するものであるから、後に「国家語」(staatssprache)という概念でこれらをくくり（『国家語の問題』1933年）、日本の「国語政策」においても「国家語」の問題を検討すべきであると主張していくことになる。これが、「その宜しきを制」することなのであった。具体的には1933年に、

[...]植民地も国家の一部である以上、一の国家語によつてこれを統制し、かれらの母語は私的生活にのみ用いさせるようにすべきである。現在わが国には台湾および朝鮮を植民地として領有して居る。台湾には蕃語と支那語がその地方語であり、朝鮮には朝鮮語が地方語として存在する。これらの地方語と日本語とはいかなる関係にあるかはいまだ問題になつて居ないが、公用語・教育語および裁判語等の関係から見て、日本語が現在のところあきらかに国家語たる地位を占めて居るのである。ドイツにおけるがごとく憲法によつて日本語を国家語に制定して居るのではないが、植民地に対して日本語が一大優越権を有して居ることは明である⁽⁷⁹⁾。

と、帝国日本の「国家語」は事実上日本語であるとしている。さらに、

これまでわが国においてはこの問題があまり議論されたことがない。別に政治的の問題を引起したことがないためでもあるが、しかし永遠にこの問題が起らないものとは何人が保

障し得よう。おそらくあまり遠からぬ間に起つて来るのではあるまいかと想像される。しかもその問題の起つて来たときになんの準備もなく、なんの研究も積まずに、その場かぎりの姑息な解決を与えてはながく禍累を後世に遺す恐があるものである⁽⁸⁰⁾。

と、日本においても「政治的国語問題」が起こる可能性を指摘している。そうだからこそ余計に「国家語」の制定と確固たる「国語政策」の方針の樹立を訴えつづけていったのであろう。では植民地台湾や朝鮮での確固たる「国語政策」の方針として保科は具体的にどのようなことを考えていたのであろうか。同じく1933年の『国語政策論』に散見されるものを取りだしてみると、公用語については、

朝鮮にしても台湾にしても、いまだ地方議会が置かれて居ないが、将来県会・郡会等が組織されて、その地方民が議員として選出せられるようになれば、会議の用語を一定する必要が生じて来るわけである。議場の用語は日本語を専用するか、場合によつて地方〔語?〕を用いることを許すべきかは国語政策上から特に慎重に考慮しなければならぬ重大な問題となるであろう。しかし治者たる地位を確保するためには、あくまで日本語を本位として進まなければ、将来オーストロ＝ハンガリーにおけるごとき政治的に重大な国語問題を引起して、統治上に一大暗影を投ずることになるであろうから、日本政府としてはこれが対策をあやまらぬようふかく留意しなければならぬ。すでにわが国が朝鮮や台湾に対して取つた国語政策も以上の原則によつて居るので、たとえば朝鮮について見ると、総督府から発する命令その他一切は日本語によつて居る。立法上および行政上の公文書もすべて日本語を用いて居る。人民より提出するものは、日本語を用いることを原則として居るが、しかしこれによらなければ受理しないと、処罰するとかゆうことはなにも規定して居ない⁽⁸¹⁾。

裁判語については、

台湾においては裁判官はすべて日本人であるから、土人を審問する場合には日本語を用いるが、しかしこれを解し得ないものには通訳を附する。朝鮮では朝鮮人の裁判官もあるから、審問には朝鮮語を用いることもあるが、しかしその場合には通訳を附することになつて居る。[…]もしこの場合土人の自由にまかせるとゆうことになると、台湾や朝鮮では、内地人よりも土人の数がはるかに多いのであるから、裁判所においても、登記所においても、書類は大体土語によつて整理されることになつて、治者としての実権が漸次弱まつていくのである。しからざれば二重国語地方となつて事務がすこぶる煩雑になる。[…]朝鮮で二重国語状態を生じた場合には、朝鮮人の数がはるかに多いのであるから、ついには日本語が朝鮮語に圧迫せられ、事端を繁くするに相違ない。ゆえにこの危険を避けるために、裁判語を日本語とし、原被の都合によつて通訳を附することゝする方針を取るべきである⁽⁸²⁾。

教育語については、朝鮮での「国語」教育のカリキュラムを紹介している。軍隊語については触れていないが、結論として、日本の植民地に対する「国語政策」は、「ドイツのポーランド政策に比すればはるかに穏健なものであるから、この方針にして永続すれば、かならず好結果を収めるに相違ない」のであるが、「一旦樹立した政策は決して容易に動してはならぬ」と従来の主張をくりかえしていく⁽⁸³⁾。

保科の日本植民地言語政策の評価は、

ドイツがポーランドに対して手を焼いたのも、あまり急速にその目的を達せんとして、急激な国語政策を実施したからである。わが国の台湾や朝鮮に対する国語政策はもつとも穏健にして中正を得て居るものとする⁽⁸⁴⁾。

というところに尽きている。

第4項 「満洲国」と「国家語」

さらに1932年に成立した「満洲国」の言語政策についても、保科は最初から確固たる方針をもって臨むべきことを主張していく。

要するに満蒙新国家においては、できるだけ日本語の普及を図り、仮名を以て国字とし、これによつて国策の遂行を期することが、満蒙に取つてはもつとも賢明な方策であると断言してはゞならない⁽⁸⁵⁾。

保科の「満洲国」の言語政策に対するこうした方針に対して反論を行なうものもあり、一時論争になったことがある。保科は「満洲国」は日本と離れては存在できず、「人知のきわめて幼稚な満蒙未開の民」と低くとらえる立場から、漢字などという高級な文字などを教えることはできないとして、「満蒙新国家の民をして我邦に帰せしめる上から見ても、かれらを仮名によつて教育し、やがては仮名を以て満蒙新国家の国字とすることが満蒙開発の目的を達成する至上の方便であろう」⁽⁸⁶⁾と論じ、仮名表記による日本語の普及を主張した。これに対して富山民蔵が反論を加える⁽⁸⁷⁾。すかさず保科から反論があり⁽⁸⁸⁾、富山は再反論を行なう。そのなかで富山は「満洲国の満洲人乃至漢人から支那語（chinese chinesische）を奪つて日本語を通用語（common language）とすることが出来ませうか、国語と国家とは離すべからざる密接な関係があると思ふから、国語を奪ふと云ふことは国家を奪ふと云ふことにならないでせうか」といい、「満洲国の通用語は勿論支那語でなければならないと存じます」と述べる⁽⁸⁹⁾。富山が強制を好まないのは彼の6年にわたる朝鮮での教育の経験と、台湾での国語教育の状況を視察した体験があるためだという。そこでは明確に「日本のとつた国語政策がよかつたでありませうか」と吐露している⁽⁹⁰⁾。

一方保科はあくまでも「満蒙新国家としては日本語を通用語とし三千万の民衆がわが国民と日本語によつて隔意なく自由に語り合うようにすることが、もつとも賢明な方策である」⁽⁹¹⁾

としている。ただし「日本語を正科とすることは決して満蒙民衆固有の言語を滅してしまうものではありませんぬ」⁽⁹²⁾とするのは、どこまでも「国家語」として日本語を位置づけようとする保科の主張のあらわれであろうが、「国家語」そのものを唯一絶対とし、そこに日本語しか入り得ないとしている点に限界がある。

実際の「満洲国」では、徐々に日本語の普及体制が構築され、実質的には「国家語」のひとつとなっていた⁽⁹³⁾。

第5項 「大東亜共栄圏」と「国家語」

「大東亜共栄圏」大での考察⁽⁹⁴⁾（1943年3月）になると、保科は「日本語を以て圏内の通用語とする」ということを唱え、律儀に教育語・公用語・裁判語・軍隊語それぞれについて、それぞれの地域に応じた形で、日本語と地域の言語との関係を考慮に入れながら決めていくべきだと述べている。公用語については、「満洲国」では日本語と「満洲語（中国語）」（保科は教科目の「国語」に含められた点のみでこのように判断している）、フィリピンではタガログ語と日本語（しばらくは英語も）⁽⁹⁵⁾のように定まっているが、それ以外の地域でこのようにいくかは不明だとする。しかし、

共栄圏の共通問題について、各民族の代表が会合して協議するやうな場合が、今後しばしば起るであろうが、その会場における用語が日本語であるべきが当然である⁽⁹⁶⁾。

とする。実際に、この年の11月に東京で行なわれた「大東亜会議」という形で「各民族の代表が会合して協議する」会議が開かれることになったが、「大東亜会議」では日本語だけで議論ができるわけもなかった。

教育語については、日本語の教育の徹底のための体制づくりの重要性を述べるのみである。裁判語については、「これは現在のところさほど重要なものではない」が、「今後共栄圏の各民族が発展するに従って、この問題が重大化するに相違ないのであるから、[...]今からこれに対する準備を整えておくことは、指導者たるものの責任であると信ずる」⁽⁹⁷⁾とする。軍隊語については、

[...]共栄圏内の軍隊はたとへばビルマ・マライ・旧蘭印およびフィリピン等の軍隊用語を日本語とすることがもつとも緊要な問題であることは、何人も認めるところであらう。軍隊用語が日本語であれば、これを通して、各民族の軍隊が一致の行動を取ることも出来るし、日本の士官がこれを統率して、自由に動かすことも出来るのである⁽⁹⁸⁾。

と、ここに最も力をこめて書いている。

保科は欧州の言語問題のよってきたところを正確に把握していたといえる。日本の植民地支配においても、欧州に比べれば比較的穏当であろうという新村の見解を引きうけつつも、欧州と同様の問題が起こる可能性が頭にあった。それだからこそ、早期の対策樹立を訴え「国家

「言語政策」の発生（安田）

語」の概念導入に積極的であった。しかし保科の目はあくまでも「国家語」に向いており、その「国家語」と向きあわねばならない異言語への視線は弱かったといえるだろう。

第2節 「バイリンガリズム」という装置——安藤正次の場合——

第1項 安藤正次略歴

安藤正次（1878年～1952年）は、神宮皇学館を卒業後、上京し東京帝国大学文科大学の選科生として言語学科に入学、上田万年の講義をきき、深い感銘を受けたという（1901年～1904年）。漢字の制限や仮名遣の表音化といった主張は、上田万年の影響を受けたものと考えてよい⁽⁹⁹⁾。その後神宮皇学館の教授（1904年～1916年）などを経て1926年3月に台湾総督府高等学校教授に任じられ、同月台湾総督府在外研究員を命ぜられ、1年10ヶ月間米英独仏に留学している。1928年2月に帰国し、翌月に開学した、植民地では京城帝国大学に次ぐ二番目の帝国大学である台北帝国大学の文政学部国語学国文学専攻の教授に任じられた。のち、文政学部長（1932年～1933年）を経て1940年に定年を迎え、1941年から1945年3月まで台北帝国大学の総長をつとめた。敗戦後は国語審議会の会長として現代かなづかい、当用漢字の制定にかかわった。1946年から東洋大学教授となり、1950年から学長をつとめた⁽¹⁰⁰⁾。

第2項 欧州の言語問題——「アイルランド自治州の国語政策」——

安藤は、神宮皇学館教授辞職の年である1916年10月に文部省から国語に関する調査を囑託され、保科孝一とともに『英国に於ける語法上の術語制定運動』（1917年10月）、『外来語問題に関する独逸に於ける国語運動』（1918年7月）、『外国に於ける国字問題』（1919年7月）をまとめている。欧州における言語問題とのかかわりをここに見いだすことができる。また、単独で「英米のスペリング改善運動」（『国語教育』11巻12号、1926年12月）を発表している。

そして、米英独仏への留学の際に欧州の言語問題に実地に触れることになったのである。

安藤はとくにアイルランドの言語問題への興味をいだいた。1922年にイギリスの自治領として成立したアイルランド自由国（安藤は一貫して「アイルランド自治州」と表現）を1927年9月20日から訪問する。この時に収集した資料をもとに帰国後の1928年から翌年にかけて公表した論文に「アイルランド自治州の国語政策——アイルランド語の復興について——」⁽¹⁰¹⁾がある。そのなかで、

わたしは、英国在留中の一つの仕事として、スコットランドにおいてはスコットランド語、ウェールズにおいてはウェールズ語が、英語に対してどういう関係に立っているかを考え、さらにアイルランド自治州においてはアイルランド語復興の運動がどうゆう風に進行しているかを見ようとゆう希望をいだいてゐた⁽¹⁰²⁾。

と述べており、保科とは逆の視点、つまり「国語」の下に隠されていた少数言語のありように

関心をいただいた。安藤はアイルランド自由国の憲法第4条に

アイルランド自治州の国語はアイルランド語であること、しかし、英語もまた等しく公用語として認められるべきこと、なおまた、本条の規定にもかかわらず、自治州の議会は、特別の規定を設けて、ある地方のある地域においてはたゞ一種の言語だけを一般使用のものとする⁽¹⁰³⁾

と定められていることに基づいて、政府当局がいかなる政策を行なっているかを、収集した資料をもとにまとめている。記述は主に、「アイルランド語の現状およびアイルランド語の普及策について、もつともよくわれわれの知ろうと欲するところのものを語ってくれるのは、最近公にされたCoimisium na Gaeltachta（アイルランド語を語る地方に関する調査委員会）の報告書及び分布図」⁽¹⁰⁴⁾に依拠している。

詳細は紹介できないが、1928年という時点でアイルランド自由国の言語状況が日本で紹介されていることは銘記されてよい。安藤は、イギリスの支配のなかで公的な地位に就けず、話者も減少していったアイルランド語の「復興」運動を「アイルランド自治州政府の国語政策が、アイルランド語を国語として、英語を駆逐しようとするにある」という形でまとめ、

わたくしは、母語のために、国語の復興のために熱血をそそいでいるアイルランドの愛国者のために甚深の敬意を表す。他日ふたたびダブリンを訪いて、アイルランド語のアイルランドを見出し得る日の喜びを期待しつゝ⁽¹⁰⁵⁾。

ときわめて好意的にしめくくっている。

第3項 「バイリンガリズム」の問題——「二語併用地域における言語教育」——

アイルランドの場合は、英語が占めていた公的な地位に、新たにアイルランド語という衰微した言語を「復興」させて就けようとする運動であったが、そのなかで問題になるのは、制度的に言語の複数性をいかに処理するかということである。安藤はこうした問題を説明する鍵として1929年の「二語併用地域における言語教育」のなかで、「バイリンガリズム」という概念を取りあげた。

二語併用（Le bilinguisme, Die Zweisprachigkeit, Bilingualism）といふ術語は、広狭いろいろの程度の内容をもつてゐる。二つのちがつた種類の言葉が、同じ地方に住居してゐる人々の間に、相並んで用ゐられてゐる現象をさしていふのが本義であらうから⁽¹⁰⁶⁾、として、ルクセンブルクでのフランス語とドイツ語、ウェールズでの英語とウェールズ語が「相並んで用ゐられてゐる」ところを厳密な意味での二語併用の国や地域とする。一方でベルギーにおける南部のワロン語と北部のオランダ語というような単一言語地域の複合として国家が存在する場合も、本義からは外れることになるが、「二語併用といふことを広く解釈すれば、ベルギーなどの例もそのうちに含ませてみるのが出来よう」とする。さらに、こうした制度

としての「バイリンガリズム」ばかりではなく、「オランダにおけるドイツ人の児童が、一方ではオランダ語を用ゐるながら一方ではドイツ語を学んでゐるといふやうな、言語上の二重生活を営んでゐる場合にもあてはめることが出来る」と、個人の二言語使用も「二語併用」の一例とし、「さらに、これをおしひろめて行けば、わが国の辺鄙な地方で、東京語と方言の両方がつかはれてゐるやうな場合をも、二語併用の一つの例と見ることも出来よう」というように、「標準語」と「方言」もその例として考へることを示した⁽¹⁰⁷⁾。

この論文で安藤はベルギー、スイス、オランダ、フィンランドの「二語併用」を簡単に紹介し、ウェールズとカタロニアの例を1927年8月にルクセンブルクで開かれた「二語併用と教育の関係についての国際会議」の報告書「二語併用と教育」(Le bilinguisme et L'éducation, 国際連盟国際教育局刊行)に基づいて紹介している。この報告書は、ウェールズにおける英語とウェールズ語との「二語併用」、カタロニアにおけるスペイン語とカタロニア語との「二語併用」をまとめたものである。それぞれ公用語の地位を占めてゐる英語、スペイン語が公教育の場を通じて、それぞれ、母語であるウェールズ語とカタロニア語話者に与える影響を述べ、こうした個人レベルでの「二語併用」がきわめて悪影響があることが強調されている。たとえば、ウェールズ語と英語の場合では、「十七歳から三十歳までの、ウェールズ大学々生二千八十九人について、[...]一語専用のものの成績の方が二語併用のものの成績よりもまさつてゐる」⁽¹⁰⁸⁾とし、カタロニア語とスペイン語の場合でも、「大学生の文章の上においても、語法、意義、論理の誤謬が多い。[...]教科書の文章にもあらはれてゐて、理論的観念の欠乏、行文の粗野、[...]」⁽¹⁰⁹⁾とするなど、報告書の紹介とはいいいながら、「二語併用」によって個人の能力として両言語とも不完全のままになる点を安藤はことさらに強調している。

この論文が『台湾教育』に掲載されたこともあってか、欧州各国の言語問題と台湾の状況とを比較している。安藤はカタロニア、ウェールズと同じ位置に台湾をすえる。つまり、

さて、わが台湾は、まづ大体から見て、現在では二語併用地域であるといつてよい。言語教育上の方針からいへば、国語をウェールズにおける英語、カタロニアにおけるスペイン語の地位を占めて居るのであるから、一語専用主義の教育が施されてゐるといへる。本島語は、これに対してウェールズ語、カタロニア語の地位に立つものである。蕃語をこれに加へれば、本島は三語併用地域ともいへるが、国語と本島語、国語と蕃語といふ関係から見れば、或特殊の地域や場合を除けば、台湾は二語併用の地域であるとも見ても差支ない⁽¹¹⁰⁾。

台湾は「国語」と「本島語」(「台湾語」)、「国語」と「蕃語」(少数民族の言語)の「二語併用地域」の複合として存在するというのである。では、この「二語併用地域」にいかように対応すればよいのだろうか。

二語併用の地域において一語専用の言語教育を施して、十分にその効果をあげ、すべて

の住民の言語を国語化してゆくといふことは、近代国家の理想とするところである。あらゆる国民を国語によつて統一するといふことは、国家統治上重要な意義を有する。何となれば、同一言語によつて思考し、同一言語によつて思想感情を発表するといふことは、国民精神生活を一にする所以があるからである⁽¹¹¹⁾。

「一語専用」が時間がかかるにせよ、ふさわしい方策であり、「近代国家の理想とするところ」であるという。それは統治上の効率というばかりではなく、

二語併用地域において、国語による一語専用主義の教育を施すのは、将来その地域をして一語専用の地域たらしめるといふ遠大の政策に本づくのである。国家統治の上から、同一国家に属する国民が同一国語を用ゐるといふことが要望されるのみでなく、被統治者の側から見ても、またこのことが、その福祉増進の上に重要な関係をもつ。同一国家に属して居りながら、他の国民とちがつた言語生活を営んでゐる国民は、思想感情において、おのづから他との融合混一を欠くを免れない。[……]従来母語を異にしてゐた国民にとつては、異なつた言語を国語として課せられることは、さしあたつては不便であり、これを学習する児童にとつてその心的発達にかなりの障害を来すものであることも事実であらう。しかし、永遠の利害より見れば、一時的の不便不利は忍ばなければならぬことである。しかもまた、その不便不利は、言語教育の改善によつて、もつとも少い程度に軽減され得るのである⁽¹¹²⁾

と、「母語」を失い「国語」を専用することが被統治者の福利にもなるというのである。そしてさらに、「わが台湾の一語専用主義の教育は[……]世界の他の二語併用地域における言語教育に対して特殊の地位を占めてゐる」⁽¹¹³⁾ という。根拠が示されないままに。この論文はこれで終わっている。

台湾にあっては、「母語」を台湾語とするものが圧倒的である。アイルランドでは「母語」の「復興」に胸を打たれてゐるはずの安藤がなぜ一見矛盾することをいうのであろうか。その答えは「国語国字諸問題」のなかで整理された図式を検討することで得られる。

第4項 「国語問題」の分類

1937年に『岩波講座 国語教育』の一冊として書かれた「国語国字諸問題」のなかで安藤は、国語に関する問題、国字に関する問題とに二分し、前者をさらに「国語と国家との関係に本づく諸種の問題」と「国語の実質に関する諸問題」、「国語の表記に関する問題」に三分する。第一番目の問題群をさらに三分し、「(A) 新国語の設定」「(B) 国語の対立」「(C) 異語民族の教育」と分類する。(A) はアイルランド自由国のような場合、(B) は「二重国語制・三重国語制といふやうな複国語制の国家において、その国語の対立が問題となる場合」、たとえばスイスやベルギーなど。(C) は「単国語制の国家が、その版図内に、言語を異にする少数民族

の居住地域をもつてゐる場合」であるとする。そして（C）をさらに「（一）その言語を異にする民族に対して、どこまでも単国語制主義を以てこれに臨むか、（二）当該民族の言語を、それら民族の居住地域に限つて、国語と共に、公用語としてもしくは教育語として認め、二重国語制を採るか」という二つに分ける。こうした上で安藤は「近代歐洲諸国」の属領や植民地への言語政策を後者に分類し、帝国日本の場合を前者としている。その根拠は、朝鮮や台湾を「属領や植民地と見ずに、これを直ちに帝国の延長と見た、賢明な認識の結果」にあるという⁽¹¹⁴⁾。

さらに、「わが国においては、国語の対立といふ問題は考へられない」と断言する。こうした「国語の対立」つまり「複国語制」の問題が生じない理由はきわめて簡単である。「言語問題」が起こりうるのは「数においても、力においても、相匹敵するやうな場合」とするからである。帝国日本のなかでは、朝鮮や台湾が「相匹敵する」言語勢力となるかもしれないものの、基本的に「複国語制」を要求するような日本語と対立する言語勢力は存在しない⁽¹¹⁵⁾ので、「複国語制」を導入する必要はないことになる。きわめて「強気」であり、保科孝一と対照的であるが、なぜであろうか。長くなるがその理由を見てみる。

近代ヨーロッパの国家は、多くは新附の民に対して国語強要の政策をとり、在来の言語に圧迫を加へて、その絶滅を図り、しかも、完全に所期の目的を達することが出来ないのみならず、常に無用の反抗を唆つて民心の離反に苦しんでゐたのであつた。少数民族の言語が、大なる問題として取上げられて来た所以は、こゝに存する。しかるに、わが国にあつては、新附の地を以て本国の延長と考へ、新附の民を以て日本民族の構成分子と見、一視同仁の治を布くことが、当初からの方針として是認されてゐたからして、言語の上においても、その古きを奪はずして、新しきを与へる道を講じた。これを賢明といはずして何ぞやである。しかも、国語による教育によつて、新附の民を同化するといふ方針は、実に台湾領有の当初において確立されたのである⁽¹¹⁶⁾。

要は、近代ヨーロッパの諸国が「搾取－被搾取」という関係で「新附の民」に対したとすれば、日本と台湾は「内地」を延長していった「一視同仁」、天皇のまえでの「平等」という関係であり、それは領台初期からの確固とした方針としてあるからだということに尽きる。

こうした主張はことあるごとにくりかえされていく。たとえば1940年には、「歐洲人の言は植民地の言葉と同じ言葉を役人に使用させようとするので植民地を搾取しようといふ態度から発するものであり、我が国のは、在来の領土、人民と同じ如くみなさうとする一視万民の立場をもつてゐるので、出发点から異なるのである」⁽¹¹⁷⁾とした上で、

[...]台湾に於ける国語教育が今日の如き成果を見るに到つた重要な原因は、国語によつて民族を公^{アツ}民化して行くといふ政策をとつたと同時に、国語を強用しなかつた事である。これは朝鮮に於いても言はれる事で、ヨーロッパに於て英国がアイルランドに対してとつた

英語強調政策、ドイツやロシアがポーランドに対してとつた国語政策を見ても知れる如く、厳しい禁圧政策をなすと必ず反抗が起るものである。

我が国の行つた母語延長主義は、長年月を要するが全く当を得たものであると言ふべきであらう⁽¹¹⁸⁾。

としている。アイルランド語の「復興」に胸を熱くした安藤をここに見いだすことはできない。ここに見えるのは、あくまでも欧州と日本とは異なり、優れているという信念のみである。このように「一語専用」のよつてたつ土台を「一視万民」という統治イデオロギーに求めたのであるが、ヨーロッパの言語問題の検討は、単に日本の植民地政策の「よさ」をきわだたせるためだけの材料になっている観がある。

第5項 植民地での「二語併用」異常視と「大東亜共栄圏」の言語編制

安藤は1941年に『国語の台湾』という雑誌に、

わが国の国語政策は、新附の領土に対しては、当初から国語専用主義を採用してゐるのであるから、さういふ対立（二語併用のこと—引用者注）は許さるべくもない。したがつて、本島における二語併用は、公に認められた制度ではなく、それは、単に過渡期における現実として存してゐるに過ぎないものであることは牢記されねばならぬ。

しかるに、この過渡期における二語併用の現実すら、やゝもすれば、その影を薄くしようとする。それは、せつかく国語の教育をうけたものが、国語を常用しようとしても、国語使用の機会に恵まれることが少ないからである。[...]これは、一面からいへば、少数と多数との理法から見てやむを得ないともいへるが、また、他の一面から見れば、本島人諸君の、皇民としての自覚に遺憾の点があるからであると考へられる。[...]今や、挙島一致、皇民奉公、皇民錬成の大道に邁進してゐる。この大道は、国語常用の線に沿つてゐる。真に皇民奉公の旨に沿ひ、皇民錬成の実を挙げるには、本島をして、急速に国語の台湾たらしむ熱意がこれに伴はなければならぬ⁽¹¹⁹⁾。

と語り、「二語併用」は将来解消されるべき過渡的状态にすぎないといひはなつ。翌1942年になると、朝鮮・台湾といった「外地における現在の異語民族にとつての日本語は、もはや外国語ではないのである。それは国語なのである。やがて、それは後世子孫の母語たるべき国語なのである」⁽¹²⁰⁾ という表現も出てくる。つまり、異言語の将来的な消滅を当然のこととして述べるのである。

しかしこれは植民地異言語に限ったことであった。むしろそれ以外の地域に対しては「或特殊の場合を除いては日本語は外国語」なのであるから「最小限度の要求に応ずる日本語」、場合によっては「仮名による日本語」でもって、具体的には中国大陸や東南アジアに「進出」するべきだと同じ文章では指摘している⁽¹²¹⁾。「大東亜共栄圏」という外部をもつことによって

内部への圧力が増す構図をうかがうことができる。

この構図は、1943年の「日本語普及の将来」という文章のなかで多少図式的に説明されている。安藤は大きく三つの地域に分けて考える。まず、朝鮮や台湾といった地域についてはこれまで見てきたように、「国語専一主義」を適用する。しかしそれは「新附の民を皇民化するといふ大きな理念に本づ」いているので、欧州などでの「強制的普及」とは異なる⁽¹²²⁾。

一方で、「わが国が、将来直接にその統治にまで手を伸ばさなければならぬ南方諸地域」においては、

[...]住民は、わが統治下にあることを悦び、皇民としてその生を楽しまんことを期待してゐる。これに日本語を与へることは、わが国の義務であり、理想であると同時に、ことに異種の言語の錯綜してゐる地域の住民にとっては、共通語をもち得る福音でもあるのである。

というように、「共通語」として与えるべきだとする。そして実際に与える日本語は、

この方面の住民に対しては、[...]一般に教化の程度も概して低いのであるから、生活語としての日本語の普及がまず最初に着手せられるべきであらう。[...]文化語としての日本語の普及はしばらくこれを一部分に局限してよいやうである。

と、「教化」の対象にはなるのだが、当面は基礎語的な日本語、「生活語」レベルの日本語を普及すべきであるとする⁽¹²³⁾。

第三の地域としての「共栄圏内にある既存の独立国もしくは独立を約束されてゐる国」にあつては、

[...]特別の体制をもつ満洲国の如き場合を除いて、概していへば、日本語は、外国語として受容せられることになるのであらうが、外国語とはいふものの、共栄圏におけるわが国の地位より見て、日本語は特殊の性格をもつ、第一次的のものとして認められ、[...]文化語としての日本語の使命の達成に力を尽くさねばならぬ⁽¹²⁴⁾。

というように、第一の外国語として、さらには「生活語」より高度な「文化語」として日本語を普及すべきだとしている。「独立を約束されてゐる国」として安藤の頭のなかにあつたのは、1943年8月と10月に「独立」が与えられることになるビルマとフィリピンのことであらう。しかし、1942年1月の東條英樹首相による帝国議会での演説で将来の独立について同様に触れられた「蘭印」を安藤は「将来直接にその統治にまで手を伸ばさなければならぬ」地域に含めている。

第6項 安藤正次の言語政策論

ここまで見てくれば、安藤の言語政策論の基本にあるのは以下のようなものといえるだろう。基本にあるのは、「単一国語制」か「複国語制」かという国家の制度である。両者のうち、近

代国家の理想としては前者を設定する。相対する複数の有力な言語が存在する場合にとられる「複国語制」については、欧州留学以前の1926年に発表した論文のなかですでに、ベルギーでの二言語の制度を評して「しかしながら、それは変態である。政治上の国家が統治的に統一されていることを条件としているように、言語上の国家もまた、言語的に統一されたものでなければならぬ」⁽¹²⁵⁾と、「単一国語制」よりも劣っているという見方を示している。

そう考えれば、アイルランド語の「単一国語制」をめざす運動は、「母語」の復権を願うという点で台湾の場合と共通するという理解にいたるのではなく、アイルランド語による「単一国語制」の優位を証明する事象ととらえたのであろう。さらに、植民地にあっても同じ論理で「複国語制」よりも「単一国語制」が優位となる。

「単一国語制」にあっては、1941年にきわめて冷徹に述べているように、

国家が少数民族の言語上の自由を認めてゐる場合においても、単一国語制の国家にあつては、少数民族の言語を国語と対等には取扱はない。(もしこれを対等に取扱ふならば、それはすでに単一国語制であるとはいへない。)すなはち、その自由は、限られた自由である⁽¹²⁶⁾。

台湾の場合に安藤が、現象として存在する「バイリンガリズム」を制度化することに反対したのは、「限られた自由」にすぎないとしていたためであり、「単一国語制」の原則を崩すことになりかねないと考えていたからであった。したがって、最終的には制度としても現象としてもモノリンガルに収斂すべきであると考えたのである。

既存の国家を超える形で植民地を抱えこんだ場合、それを国家の一部と見なすこと、つまり「一視同仁」の治を敷くことによって均質なものとしてとりこむことができると考えた。それはまた「単一国語制」の延長でもあった。この論理でいけば、均質なものとして考えずにむやみに強制をしたためにヨーロッパでは言語問題が生じ、日本の場合は均質なものと考えたうえで「国語」を強制しなかったからこそ、「成功」したのだということになる。強制をしなかったからといって現地の言葉を用いたわけでもないのだが、この点について安藤は、欧米列強が東南アジアにおいて「植民地語」を用いていたことを、本国と植民地を分離する考え方のあらわれであるとし、搾取の象徴であるもとらえていた。つまり、現地の言語の使用云々ではなく、日本語を使用させることが自体が大きな意味を持っていたのである⁽¹²⁷⁾。

一方で国家を超えた場合には、先の「大東亜共栄圏」での日本語の位置づけに対する考え方にも見られるように、あくまでも「外国語」ととらえるのである。そうすれば「バイリンガリズム」とはならない。

安藤正次は「バイリンガリズム」という概念を輸入し、それを台湾にあてはめることによって欧州の言語問題との比較の軸を設定した。台湾を「二語併用」の地と認めたのはよいが、欧州の言語問題との比較を行ない言語問題を類型化するなかで、結局たどりついたのは、日本の

言語問題との差異の強調でしかなかった。「バイリンガリズム」という装置を導入し、比較することで強調されるのは、制度としての「バイリンガリズム」が近代国家としては「不効率」であるという点であり、個人の実態としての「バイリンガリズム」が「不幸」であり「不便」であるという点であった。したがって台湾の「バイリンガリズム」はあくまでも過渡的な現象とされ、「国語」への一本化を主張しえたのであった。

こうしたなかで語られるのはあくまでも日本の支配の「特殊性」であり、「一視同仁」による「恩恵」としての日本語の下賜でしかなかったことは銘記されてよい。

この点について、1941年7月に発表された「国語の政策」から少し引用してみよう。

今やわが皇国は、東亜共栄圏の確立を目ざして、国威を八紘に輝かしつつある。日本語の東亜進出の声は高い。[…]わたくしは、確乎たる国語政策の樹立をのぞんでやまない。

最後に一言する。わたくしは、わが国家の外地における異語民族に対する言語政策は賢明な認識に本づいたものであり、十分にその効果を収めつつあると信じてゐる。異語民族に対して、どこまでも単一国語制主義を以てこれに臨み、母国語専用主義の教育を施してゐるのは、策のよろしきを得たものである。これについてとやかくの議論を試みるものもあるが、全く言語を易へ風俗を移すことは、五十年百年のよく成し得るところではない。われわれは、眼を千年の後に注ぐべき^マのである。内地における国語政策を按ずるに当つても、われわれは、目前の便不便にとらはれることなく、常に悠久なる国家の将来をおもひ、子孫永遠の計となるべきのである⁽¹²⁸⁾。

ここに安藤の主張のすべてが凝縮されている。

なお、この「国語の政策」は6章構成であり、4章までが欧州の言語問題を論じて「単一国語制」と「複国語制」の解説を行なっている。5章が日本の「国語問題」の歴史の簡単な紹介であり、6章が1941年時点で日本が直面していた政治状況に対して「文化政策的」にいかような「国語政策」をとるべきかを述べたものである（具体的には「国語」の内的整備について）。その結論部に上の引用が位置している。

実は、敗戦後にこの5、6章を除いた部分が、「国語政策の展望」と改題されて、1947年の『国語と文化』（創元社 百花文庫24）に収められている。ヨーロッパの言語問題の歴史的な紹介は、敗戦とはとりあえず無縁である。6章を削っているのは、もちろん、再録するにあたって時代的に不必要となったからだろう。当然このことは、「バイリンガリズム」が現象として存在した地が、敗戦後の「日本」という国民国家にとって無関係の地となったことを意味する。しかし、こうした削除の仕方は、「バイリンガリズム」という装置でもって安藤が行なったさまざまな主張と、それに伴う責任、あるいは「バイリンガリズム」の地とした歴史的経緯とその責任の所在を、うやむやのうちに、かつ見事に葬り去るやり方に思えてならない⁽¹²⁹⁾。

第7項 安藤正次の影響力

この章で取りあげた諸論文を安藤が書いたのは、台北帝国大学教授時代のことであり、1941年以降のものは、その総長という肩書きがついている。植民地台湾における制度的な知の最高位である総長の社会的責任とその影響力を考えれば、当時の「国語普及」政策に合致させる議論を意図的に、あるいは仕方なく安藤は展開していたと考えることもできる。しかし、少なくとも、安藤の教えを台北帝国大学で受け、総長時代には学生部長であったという能勢頼賢の1972年の回想によれば、

総長としての先生は全く多忙でいらっしやった。それは台湾という土地柄、準戦時下に次ぐ臨戦時下やがて敗戦へとつながる時局と大学との関係から必然的に起る多忙であった。台湾統治の大きな柱の一つは台湾の人々の皇民化ということであった。それには国語の普及ということが必須要件なので、領台以来この政策は強力に推進されて来た。しかし、それは役人の手によるもので必ずしも万全のものではなかった。それが台北大学開設とともに安藤先生がご着任になられたことによって、この台湾の国語政策は点睛の美を發揮することができたのである⁽¹³⁰⁾。

とある。文教政策上に与えた影響の大きさだけは確かであろう。

一方で安藤は神宮皇学館関係者ということもあってか、1937年には台湾神社臨時造営に関する事務を囑託され、台湾神宮として昇格するに際しても、文教当局は安藤の指示を仰いでいたという⁽¹³¹⁾。「教化の手段」である「国語」と「神道」の両者に関与した安藤正次に関しては、今後より詳細な検討が加えられるべきであろう。

第5章 おわりに

ここまで、言語学者たちの「言語問題」の認識のあり方を見てきた。ヨーロッパで起こっている「言語問題」をできるだけ正確に把握しようとする一方で、帝国日本でも同質の問題が発生しうるかについては、論者によって見解が異なっていた。おそらく上田万年も含めて、新村出や安藤正次は、生じないという楽観的な観測をし、保科孝一は生じる可能性を考え、「国家語」という体制を導入することでそれに対処すべきであると主張しつづけた。

保科が「国語問題」を「政治的国語問題」と「人文的国語問題」と分けて論じたのを意識してか、安藤も、「国語政策とは、国語に関する、国家の政治的方策の義にほかならないが、これは、大体において、統治政策的のものと、文化政策的のものと二つにわかれる」⁽¹³²⁾と二分している。それでは、保科の「国家語」の構想に対して安藤はいかなる見解を持っていたかという点、「学者の間には、国家語制定の要を説く人がある」と保科を前提とした発言のあと、「国家語」の説明をし、

「言語政策」の発生（安田）

しかしながら、その国家語を制定するといふのも、もとより無から有をつくり出すのではなく、その国家の名によつて国語を公認するといふことと大差がない。これは、一面においては、国語なるものを強化することのやうにも見えるが、他の一面においては、国語の勢力範囲を限定する如き嫌がある。しかもまた、仮に国家語を制定するにしても、一国家語の制定が可能な場合は、国内における数言語のうちの或一言語が優勢である場合に限られるのであり、国内における数言語が対等の勢力をもつてゐる場合にはそれが不可能であるから、結局、現在の単一国語制と複国語制との如きものとならざるを得ないであらう⁽¹³³⁾。

と述べている。「国家語」を制定することが、逆に「国語」の勢力を制限する、つまり「国語」の拡大の足かせになるというのである。この点は、実は保科の主張とあまり大きな違いはない。保科は少なくとも一般論として「国家語」が単一であるべきだと述べているわけではないのだから、より重要なのは、安藤にしても保科にしても、根本の発想は「国語」が異言語をどのように管理するかということにあったという点である。いい方をかえれば、異言語とは、「国語」に対して問題をつきつける存在であるととらえていたのである。上田万年たちが作りあげてきた「国語」という体制を変更することなく異言語に対処していくための参考事例（あるいは反面教師）として、欧州の言語問題を理解したのではないだろうか。

「言語政策」ではなく「国語政策」という言葉で一貫して植民地の言語問題を表現してきたのは、そのためであったともいえよう。

現実には帝国日本において言語問題が政治化したことは基本的になかったといつてよい。これは、「国語」という体制が強固に存在していたからではなく、そのうらにある天皇制という規制が強くはたらいていたためであろう⁽¹³⁴⁾。

つげくわえれば、「言語政策」という言葉は、敗戦後中国大陸や「南方」への関与を「失なう」ことによって、姿を消す。本稿の議論の流れからすれば、「言語政策」という言葉の登場が、多言語性あるいは異言語性の認識を多少なりともうながす契機となっていたのであるから、その言葉が敗戦後用いられなくなっていったことが象徴的にもつ意味は大きい。もちろんこうしたことをもって、上記の戦前の言語学者たちの認識が現在も生きているということはいいたいのではない。しかしながら、現在の「言語政策」が社会言語学の分野においては翻訳語として定着していることに鑑み、学術用語・翻訳語としてではない「言語政策」という言葉を過去のあり方も含めて検討してみることは「国語政策」「国語施策」ばかりが用いられつづけている現状の異様さをうきぼりにし、その言葉から抜けおちていることがらに目を向けることにもつながるのではなからうか。

また、「バイリンガリズム」と植民地言語政策の結びつきも、今日の「バイリンガリズム」を考える上でも欠かせない事実として指摘しておきたい⁽¹³⁵⁾。

- (1) ちなみに1948年12月20日の「国立国語研究所設置法」の第二条は、研究所の事業の一つとして「国語政策の立案上参考となる資料の作成」という項目を掲げている。
- (2) 湯浅廉孫「国語政策と秦火の一原因」『帝国文学』13巻11号、1907年11月。なお、近代化と言語政策のありようについて簡単にまとめたものに、安田敏朗「近代」化のなかの言語政策」庄司博史編『ことばの二〇世紀』ドメス出版、1999年がある。
- (3) 上田の位置づけについては、安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房、1997年、第1部を参照。
- (4) 上田万年が1895年に時の帝国大学総長浜尾新に対して、文科大学内に「国語研究室」を設置することを訴えた文書に、「[...] 文科大学は応に進んで此重要な国語問題を解釈すべき責任を有する所とす」とある（「帝国大学文科大学に国語研究室を興すべき議」、『明治文化資料叢書 第8巻』風間書房、1975年に収める）。
- (5) 上田万年「内地雑居後に於ける語学問題」『太陽』4巻1号・2号、1898年1月
- (6) たとえば、上田万年「最近の国語問題に就て」『教育学術界』14巻4号、1905年7月など
- (7) 保科孝一「国語問題に就きて」『教育界』1巻2号、1900年6月
- (8) 1924年12月の講演「国語政策の根本問題」より。同題にて『日本文学』（日本大学）1926年7月号に掲載、のちに山田孝雄『国語政策の根本民題』宝文館、1932年に収める。
- (9) 保科孝一『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』朝鮮総督府、1921年
- (10) 保科孝一『国語政策論』国語科学講座73、明治書院、1933年、同『国語政策』刀江書院、1936年、同『大東亜共栄圏と国語政策』統正社、1942年
- (11) たとえば1939年と41年に文部省主催で開かれた日本語普及に関する実務担当者の会議は「国語対策協議会」という名称。また島田牛稚「朝鮮に於ける徴兵制の実施と国語対策」『日本語』4巻2号、1944年2月などがある。
- (12) 論文の題名ではたとえば、倉野憲司「国語国策と放送」『放送』11巻5号、1941年6月、柳田国男「教育と国語国策（一）～（三）」『教育』11巻4～6号、1943年4～6月などがある。また、カナモジカイは「大東亜建設ニ際シ国語国策ノ確立ニツキ建議」『カナノヒカリ』1942年6月号という建議を行なっている。
- (13) かつて『〈国語〉と〈方言〉のあいだ一言語構築の政治学一』（人文書院、1999年）において、社会学者建部遯吾の1918年の論文「国語に対する実理政策」のなかで「〈国語政策〉、〈言語政策〉という単語を用い、言語の社会的機能、変化を説き」（287頁）と書いたが、「言語政策」は用いられていなかった。ここに訂正する。
- (14) 齋藤秀一（1908年～1940年）は、1938年に治安維持法違反容疑で検挙された。『特高月報』昭和十四年四月分（内務省警保局保安課）の「共産主義運動の状況」のなかにつきのような記事がある。

言語運動関係治安維持法違反事件の検挙と取調状況

山形県当局に於ては、予てより東北帝大庶務課雇齋藤秀一を中心とする国語国字ローマ字化運動に付き鋭意内偵中に在りしが、各種出版物、国際労働通信、国内同志との連絡通信関係等仔細に検討したる結果、巧に合法を擬装せる共産主義運動の一翼たるの容疑濃厚となりたるを以て、客年十一月十二日齋藤を検挙し、嚴重取調べたる処本名を中心とする言語運動は、マルクス主義言語理論に立脚せる、所謂無産階級解放運動の一翼たるの任務を持つプロレタリア文化運動の一分野としての国語国字のローマ字化運動なること判明せり。この齋藤秀一の検挙がきっかけとなり、『文字と言語』に寄稿していたものなどが、1939年6

「言語政策」の発生（安田）

月5日に治安維持法違反容疑で検挙されている。この検挙は唯物論研究会関連のものでもあるが、とくに「左翼ローマ字運動事件」とも称されている。齋藤秀一に関しては、清水康行「齋藤秀一」『国文学—解釈と鑑賞—』（1992年1月号）で短いながらも業績の紹介、先行研究の紹介などがなされており、参照が容易である。また大島義夫・宮本正男『反体制エスペラント運動史』（三省堂、1974年）やウルリッヒ・リンス（栗栖継訳）『危険な言語—迫害のなかのエスペラント—』（岩波新書、1975年）にも簡単な記述がある。また齋藤秀一の生涯を追った伝記として、佐藤治助『吹雪く野づらに—エスペランティスト齋藤秀一の生涯—』（鶴岡書店、1997年）があり、全体像を知ることができる。なお、プロレタリア・エスペラント運動の性格については、平井昌夫『国語国字問題の歴史』（昭森社、1948年）の復刻版（三元社、1998年）に付された解説（安田敏朗筆）を参照。

- (15) 言語問題談話会「「言語問題」の読者諸賢に」『言語問題』3巻4号、1937年6月55頁
- (16) 岡倉由三郎「「言語問題」の刊行を思ひ立つて」『言語問題』1巻1号、1935年5月
- (17) 宮原誠一「言語政策と言語教育—アメリカにおける二重言語児童—」『教育』7巻4号、1939年4月、84頁。宮原誠一（1909年～1978年）は敗戦後の教育学の発展に寄与した人物とされている。当初はジョン・デューイなどの進歩主義的教育学の研究を行なうものの、昭和研究会や戦時下は国策研究会などで統合する論理としての文化政策を提案していた。こうした宮原のあり方を問うものとして、佐藤広美『総力戦体制と教育科学—戦前教育科学研究会における「教育改革」論の研究—』大月書店、1997年、第5章を参照。
- (18) 京口元吉「列国の対外言語政策」『放送』9巻5号、1939年5月、20頁
- (19) 石黒修「言語政策の確立」『日本学芸新聞』1940年10月25日号、2面
- (20) 1938年施行の新学制の「学制要綱」に「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ其キ国語ノ一トシテ重視ス」とある。
- (21) 1938年施行の新学制から、日本語、「満洲語」（中国語のよびかえ）、蒙古語を教科目の「国語」の下位区分として教育することになった。あくまでも日本語優位の教育体制であったことは安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房、1997年、第3部であきらかにした。「国語政策」に「満洲語」も含まれていたことは、1941年に設置された「満洲帝国民生部国語調査委員会」の活動が、日本語と「満洲語」の調査研究に置かれていたことからわかる。また森田孝「満洲国の国語政策と日本語の地位」『日本語』2巻5号、1942年5月の論文の題名と内容からも以上のことが確認される。
- (22) 松本潤一郎「言語政策から見た国語醇化の問題」『国語文化』2巻11号、1942年10月、8頁
- (23) 花園兼定「比島独立と国語問題」『国際知識及評論』18巻5号、1938年5月、同「比島国語の誕生」『日本評論』13巻8号、1938年8月
- (24) 保科孝一「大東亜共栄圏の建設と国語政策」『コトバ』4巻2号、1942年2月、同「大東亜共栄圏の国語対策を確立せよ」『コトバ』5巻3号、1943年3月
- (25) 「南方国語政策に関する本会の意見」『ROMAZI no NIPPON』1942年5月号、『ROMAZISEKAI』1942年6月号
- (26) 石黒修「大陸経営とわが言語政策」『コトバ』2巻1号、1940年1月、同「東亜の言語政策と放送」『放送』11巻4号、1941年5月
- (27) 魚返善雄「大陸の言語問題・政策・工作」『国語文化』3巻3号、1943年3月。なおこの号では特輯として「言語政策論」が組まれている。
- (28) 大西雅雄「共栄圏と言語政策」『コトバ』4巻1号、1942年1月

- (29) 泉井久之助「大東亜言語政策の基調」『知性』7巻4号, 1944年4月
- (30) 「言語政策座談会」『文芸』10巻3号, 1942年3月
- (31) 徳沢龍潭「日本言語政策論」『政界往来』13巻4号, 1942年4月
- (32) 長沼直兄「大東亜の言語政策と放送」『放送研究』2巻5号, 1942年5月
- (33) この文書は, 土井章監修『昭和社会経済資料集成』第17巻, 大東文化大学東洋研究所, 1992年に収められている。
- (34) この審議会では軍事, 外交を除く大東亜に関する重要事項の諮問に応じ, 場合によっては首相に建議を行なった。当初は8つの部会, すなわち, 第一部会: 基礎要件, 第二部会: 文教政策, 第三部会: 人口政策, 第四部会: 経済建設基本方策, 第五部会: 鉱工業・電力, 第六部会: 農林水産・畜産, 第七部会: 交易・金融, 第八部会: 交通であった。8つの部会の答申がすべて出揃うのは官制が敷かれてから5か月後であった。その後1943年4月9日の第七回総会で3つの新しい部会(第九部会: 鉱産, 第十部会: 食糧, 第十一部会: 繊維資源)が加わる。山本有造の指摘によれば, 第八回総会以降の記録はなく, 第九部会以降の議事録もない。東亜建設審議会については, 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』吉川弘文館, 1992年, 山本有造「大東亜共栄圏」構想とその構造—「大東亜建設審議会」答申を中心に— 古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』京都大学人文科学研究所, 1994年所収(再刊は緑蔭書房より1996年)など, 資料としては石川準吉『国家総動員史資料編』第四 通商産業研究所, 1976年, 明石陽至・石井均解題『大東亜建設審議会関係史料』全4冊 龍溪書舎, 1995年がある。
- (35) この答申の「南方」での受容については, 石井均『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』西日本法規出版, 1994年で触れられている。
- (36) 大西雅雄「南方に対する言語政策」『国語文化』3巻3号, 1943年3月
- (37) 長谷川松治「言語対策と言語理想」『コトバ』4巻9号, 1942年9月, 68頁
- (38) 宮武正道「南方の言語政策」『太平洋』5巻7号, 1942年7月
- (39) 石黒修「大東亜の言語政策」『中央公論』57巻8号, 1942年8月
- (40) 詳細は安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房, 1997年, 第4部を参照
- (41) 雑誌『国語運動』に毎号掲載されていた「切抜帖」(雑誌, 新聞などの言語関係記事)に出てくるものを主な対象とした(1巻1号, 1937年8月~8巻5号, 1944年5月)。
- (42) 言語に手を加える, 計画化する, といった考え方は1930年代のプラーグ言語学サークルの language cultivation (言語育成) の概念にすでにあらわれているという(Carol M. Eastman LANGUAGE PLANNING an introduction, Chandler & Sharp Publishers, 1983, p.129)。
- (43) 長谷川松治「言語対策と言語理想」『コトバ』4巻9号, 1942年9月, 65頁
- (44) 詳細は, 安田敏朗『植民地のなかの「国語学」—時枝誠記と京城帝国大学をめぐる—』三元社, 1997年を参照。
- (45) 建部は「教政」の各論として「教育行政, 宗教行政, 学術行政, 美術行政, 国語行政, 礼儀行政, 風俗行政, 教導行政, 変的教化行政」の9つの部門をかかげている(建部遜吾「宗教に対する実理政策」『日本社会学院年報』第2年, 第1, 2合冊, 4頁)。
- (46) 建部遜吾『社会学綱領』金港堂, 1904年, 58頁
- (47) 田辺寿利『社会言語学叙説』日光書院, 1943年, 1-2頁
- (48) 松本潤一郎「言語政策の社会性」『国語文化』3巻3号, 1943年3月, 1頁。なお, 松本の社会学理論に関して参照が容易なものに, 小笠原真『日本社会学史への誘い』世界思想社, 2000年

「言語政策」の発生（安田）

がある。

- (49) 松本潤一郎「言語政策から見た国語醇化の問題」『国語文化』2巻11号, 1942年10月。なお, 建部や松本の言語政策論については, 安田敏朗「近代」化のなかの言語政策」庄司博史編『ことばの二〇世紀』ドメス出版, 1999年で紹介した。
- (50) 保科孝一『国語政策論』国語科学講座73, 明治書院, 1993年, 3頁
- (51) 同前, 9頁
- (52) 上田万年の欧州留学については, 清水康行「上田万年の欧州留学に関する記録」(国語学会1999年度春季大会研究発表会 予稿集) が最も詳細なものである。
- (53) 上田万年「国語と国家と」『東洋哲学』1巻11号, 1895年1月, 449-450頁
- (54) 同前, 448頁
- (55) 上田万年「欧州諸国に於ける綴字改良論」『太陽』1巻7号, 1895年7月, 35頁
- (56) 上田万年「国語会議に就きて」『教育時論』422号, 1897年1月5日
- (57) 新村出「新村文学士の書信」『教育学術界』29巻2号, 1909年5月10日, 92頁(なお, 目次での表題は「欧羅巴の国語問題」となっている)。
- (58) 同前, 93頁
- (59) 新村出「欧羅巴に於ける国語競争」『教育学術界』20巻6号, 1910年2月10日, 28頁
- (60) 沢柳政太郎「鮮人教育と国語問題」『朝鮮』(京城朝鮮雑誌社)36号, 1911年2月, 15頁
- (61) 同前, 17頁
- (62) 同前, 14頁
- (63) 同前, 15頁
- (64) 稲田周之助「朝鮮人と日本語」『東洋時報』146号, 1910年11月20日, 5頁
- (65) 同前, 6頁
- (66) 同前, 6頁
- (67) 同前, 5頁
- (68) 保科孝一の「国家語」の議論については, イ・ヨンスク『「国語」という思想—近代日本の言語認識—』岩波書店, 1996年に詳しい。
- (69) 保科孝一『国語問題五十年』三養書房, 1949年, 79-80頁
- (70) 保科孝一「瑞西における国語問題と政治問題との関係」『国学院雑誌』20巻8号, 1914年8月, 17頁
- (71) オーストリア・ハンガリー帝国の言語政策について日本語で読める比較的新しい論文に, 鳥海金郎「多民族国家と言語—オーストリア=ハンガリー帝国の言語紛争—」『独協大学ドイツ学研究』21号, 1989年3月がある。
- (72) 保科孝一「瑞西における国語問題と政治問題との関係」『国学院雑誌』20巻8号, 1914年8月, 17-18頁
- (73) 1949年の回想となってしまうが, 保科は, 「[...] 留学中も, 当時の朝鮮総督府から囑託を受けて, ヨーロッパにおける政治的の国語問題, ことに国語政策の調査を進めることになって以来, これにいっそうの関心を深めるようになった。これは当時朝鮮の統治上, 国語政策の重要性を, 総督府の首脳部が痛感し, わたくしにその調査を託されたのである」としている(保科孝一『国語問題五十年』三養書房, 1949年, 80頁)。
- (74) 保科孝一『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』朝鮮総督府, 1921年, 序言1頁
- (75) 同前, 序言1-2頁

- (76) 同前, 28頁
- (77) 日本「内地」の報道で朝鮮がいかように扱われていたのかについては, 姜東鎮『日本言論界と朝鮮 1910~1945』(法政大学出版局, 1984年)が詳細に跡づけている。三・一独立運動については第3章が割かれている。
- (78) 保科孝一『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』朝鮮総督府, 1921年, 16頁
- (79) 保科孝一『国家語の問題について』東京文理科大学文科紀要 6巻, 1933年, 62頁
- (80) 同前, 63-64頁
- (81) 保科孝一『国語政策論』国語科学講座73, 明治書院, 1933年, 62-63頁
- (82) 同前, 66-67頁
- (83) 同前, 77頁
- (84) 同前, 61頁
- (85) 同前, 85頁
- (86) 保科孝一「滿蒙新国家と国語政策」『国語教育』17巻5号, 1932年5月, 3頁
- (87) 富山民蔵「滿蒙新国家国語国字問題試論」『国語教育』17巻7号, 1932年7月
- (88) 保科孝一「滿蒙新国家の国字問題につき富山氏に答う」『国語教育』17巻8号, 1932年8月
- (89) 富山民蔵「再び滿蒙新国家国語国字問題を論ず」『国語教育』18巻1号, 1933年1月, 64-65頁
- (90) 富山民蔵「三たび滿蒙新国家国語国字問題を論ず」『国語教育』18巻4号, 1933年4月, 76頁
- (91) 保科孝一「再び滿蒙新国家国語国字問題を論じて富山氏に答う」『国語教育』18巻1号, 1933年1月, 76頁
- (92) 同前, 69頁
- (93) 「滿洲国」の言語政策の詳細については, 安田敏朗『帝国日本の言語編制』世織書房, 1997年, 第3部を参照。
- (94) 保科孝一「大東亜共栄圏の国語対策を確立せよ」『コトバ』5巻3号, 1943年3月
- (95) 日本軍政期の1942年7月24日の「比島公用語ニ関スル件」による。
- (96) 保科孝一「大東亜共栄圏の国語対策を確立せよ」『コトバ』5巻3号, 1943年3月, 8頁
- (97) 同前, 8頁
- (98) 同前, 9頁
- (99) 安藤は東京帝国大学在学中にすでに実験音声学に興味を示していたようである(中村忠行「安藤正次先生伝略」安藤正次著作集刊行会編『安藤正次著作集7 言語学論考 附雑編』雄山閣, 1975年所収, 441-442頁)。また『音楽と蓄音機』という雑誌に安藤は, 音声としての言語の研究の重要性や, それに付随した仮名遣の表音化の議論, 漢字制限の議論などを掲載している。たとえば「国語の尊重は, 口にされる言葉, 口にされた言葉の尊重に出发点をおかなければならぬ」(『国語の尊重』『音楽と蓄音機』12巻2号, 1925年2月, 3頁)という主張や, 「仮名遣法や文字に囚はれてゐては, 国語をほんたうに愛して行くといふことが出来ないわけである」(「言葉に対する純真の愛」『音楽と蓄音機』12巻6号, 1925年6月, 2頁)という議論, 臨時国語調査会の表音的仮名遣案を支持した論文(「仮名遣の改訂について」『音楽と蓄音機』12巻3号, 1925年3月), 漢字制限を論じたもの(「漢語整理のことも」『音楽と蓄音機』12巻10号, 1925年10月)や, 表記論(「文字と言語との関係の一面」『音楽と蓄音機』12巻11号, 1925年11月)もある。また上田万年的な「国語愛」を, 「国語を尊び, 国語を護り, 国語をよりよき言葉に磨き上げてゆくことは同時にまた, われわれ国民の意思, 感情, 理會を育て上げてゆくことであり, 国民各個間の精神的連結を一そう強固ならしめる所以である」と語った文章(「国語と国家・国民との関

「言語政策」の発生（安田）

係一國語国字問題に関して社会の反省を促す一『音楽と蓄音機』13巻1号、1926年1月）もある。さらには「三千年の悠久な時代を通じて、今日のわれわれと、過去の祖先とを精神的に結びつけるものは言葉である。また、方処を異にしてゐるわが同胞七千万を一つに結びつける大きな力をもつてゐるものも言葉である。」（「言葉と文字にあらはれた我が国民性」『明治聖徳記念学会紀要』20巻、1923年、6-7頁）という点も、一般的な思潮であるが、上田的な主張でもある。これらはすべて留学以前に書かれている。また、仮名遣については台北帝国大学時代にも、「現代的仮名遣は、現代の標準語の地位にある東京語の発音を標準として、地方語のそれをも参酌して、古典的仮名遣を整理して、これを現代化せしめたものである」という立場から仮名遣改定に対する一方的な反対論、賛成論を批判した論文もものしている（「仮名遣改定に対する認識の不足」『台湾教育』354号、1932年1月）。敗戦後の「現代かなづかい」の流れにつながるものでもあるだろう。

(100) 詳細は、安藤正次著作集刊行会編『安藤正次著作集7 言語学論考 附雑編』雄山閣、1975年に収められた「安藤正次先生年譜」を参照。

(101) 安藤正次「アイルランド自治州の国語政策—アイルランド語の復興について—」『国語教育』13巻9号、14巻4号、5号、6号、8号、1928年9月～1929年8月

(102) 安藤正次「アイルランド自治州の国語政策（上）—アイルランド語の復興について—」『国語教育』13巻9号、1928年9月、63頁

(103) 同前、63頁。第4条の英文も引用されている。

Article 4.

The National Language of the Irish Free State (Saorstát Eireann) is the Irish Language, but the English Language shall be equally recognized as an official Language.

Nothing in this Article shall prevent special provisions being made by the Parliament of the Irish Free State (otherwise called and herein generally referred to as the "Oireachtas") for districts or areas in which only one Language is in general use.

(104) 同前、64頁

(105) 安藤正次「アイルランド自治州の国語政策（下の二）—アイルランド語の復興について—」『国語教育』14巻8号、1929年8月、66頁

(106) 安藤正次「二語併用地域における言語教育（上）」『台湾教育』29巻8号、1929年8月、2頁

(107) 同前、2-3頁

(108) 同前、9頁

(109) 安藤正次「二語併用地域における言語教育（下）」『台湾教育』29巻9号、1929年9月、4頁

(110) 同前、5頁

(111) 同前、5頁

(112) 同前、6-7頁

(113) 同前、7頁

(114) 安藤正次「国語国字諸問題」『岩波講座 国語教育 第5巻 国語教育の諸問題』第6回配本、岩波書店、1937年1月、3-7頁

(115) たとえば1925年には「言語の勢力の消長は民族の盛衰と相伴ふ。満洲人の実力が衰へると共に満洲語は亡びんとしつゝあるアイヌ人の悲運は同時にアイヌ語の衰勢である。これに反して、優

秀な文化を有し、興隆の精神を有してゐる民族の言語は栄える。言語と民族とは、精神的に極めて密接な関係を有してゐる。であるから、日本民族の栄え行く限り、日本語もまた栄え行くべき運命をもつてゐる」と述べている（安藤正次「言葉に対する純真の愛」『音楽と蓄音機』12巻6号、1925年6月、2頁）。「衰勢」しゆく民族・言語の「保護」という観点すら見いだすことはできない。

- (116) 安藤正次「国語国字諸問題」『岩波講座 国語教育 第5巻 国語教育の諸問題』第6回配本、岩波書店、1937年1月、15-16頁
- (117) 安藤正次「台湾に於ける国語教育」『学苑』7巻10号、1940年10月、21-22頁
- (118) 同前、23頁
- (119) 安藤正次「皇国民の鍊成と国語の台湾」『国語の台湾』1号、1941年11月、4頁
- (120) 安藤正次「日本語のむつかしさ」『日本語』2巻3号、1942年3月、10頁
- (121) 同前、10頁
- (122) 安藤正次「日本語普及の将来」『日本語』3巻6号、1943年6月、7-8頁
- (123) 同前、13-14頁
- (124) 同前、13-14頁
- (125) 安藤正次「国語と国家・国民との関係—国語国字問題に関して社会の反省を促す—」『音楽と蓄音機』13巻1号、1926年1月、4頁
- (126) 安藤正次「国語の政策」『国語文化講座 第一巻 国語問題篇』朝日新聞社、1941年、15-16頁
- (127) 安藤は一部の日本語論者に見られた、「国語」自体が持つとされた「特殊性」を強調する主張をこの時期に行なつてはいない。つまり、他に類を見ない優れた「日本精神」を宿すものとしての「言霊」があるというような、説明も論証も不可能な主張を見いだすことはできない。「言霊」の論じ方にしても、「言葉の力を不可思議なものとする思想はあながち我が国ばかりではない」のであるから、「言霊の幸はふ国」の意味を「昔の古典学者のやうに、これを、わが国語は万国にすぐれた国語であるからだといふ意味に解するのはやゝ当を失する」としている。むしろ、「文字の国」である中国との対比から「わが国には古来文字がないのであるが、それはわが国は言葉を重んじる国」であるという意識から生じたものかもしれないという説明を加えている（安藤正次「言霊雑話」『音楽と蓄音機』12巻5号、1925年5月、2頁）。

また、言語内的な特性を民族性からめて論じたものに、「言葉と文字にあらはれた我が国民性」『明治聖徳記念学会紀要』20巻、1923年がある。そこでは、「元来国語といふものはその言葉を用ゐる国民なり民族なりの言語精神の発露であり反映であるから、これは民族性国民性と関係を有つてゐるのである」（11頁）という前提のもとで、日本語が母音で終わる開音節であることをもって、「気候の温和な、環境の平静な地方に住する民族は、開口音たる母音を多く用ゐる傾向がある。さふいう地方の住民は、性情も快活であるから、口を開いて発音する音を多く用ゐるやうになるのである」（11頁）と「民族性」を規定していく。これは、「母音の多い言語は、いかにも軽快にひびき、子音の多い言語は、いかにも晦渋に聞える」（9-10頁）という印象論を強引に展開したものである。そして、日本人の「国民性」が「国語」に反映されている例として、「非常に抽象的概括的の性情を有つてゐる国民」であるから「抽象的概括的の言葉を発達させてゐる」点、「様式の単純化を好む国民」であるから「動詞形容詞の発達史」においてみると、単純→複雑→単純と、複雑化した様式を「単純化」した歴史をもつ点、「単純化を好むといふ性情は、これが対外関係に發揮されれば、同化の力となつてあらはれる」点、これは外国語の輸入が盛んだったことを指している。そして「階級思想の反映と見るべきものが著しく発達してゐる」

「言語政策」の発生（安田）

点、これは敬語の発達と結びつく。「言葉に対して一種の神秘的な思想をもつてゐる点」、これは「言霊」思想であり、忌み言葉などと関連する。最後に「軽妙な洒落好きの国民」である点、これは同音異義の多いことを利用した言葉遊びが発達していることにつながる（15-21頁）。なお同様の論説に「言語上から見た国民性」『解放』3巻4号、1921年4月がある。ただし、こうした論調は1920年代のものに限られており、1930年代からは国家や話者の勢力といった言語外的な要因でもって言語問題を論じていることに留意しておきたい。

- (128) 安藤正次「国語の政策」『国語文化講座 第一巻 国語問題篇』朝日新聞社、1941年、28-29頁
- (129) なお、安藤正次著作集刊行会編『安藤正次著作集6 言語政策論考』に収められた「国語政策の展望」には全文が載せられ5、6章が削除されたことが明記されているが、初出は記されていない。
- (130) 能勢頼賢「台湾における安藤先生の思い出」『勢陽論叢』6号、1972年、72頁
- (131) 同前、72-73頁
- (132) 安藤正次「国語の政策」『国語文化講座 第一巻 国語問題篇』朝日新聞社、1941年、1頁
- (133) 同前、19頁
- (134) 安田敏朗「戦前・戦後日本の言語事件史 戦前編」『ことばと社会—多言語社会研究—』創刊号、三元社、1999年5月
- (135) なお、安田敏朗「植民地と「バイリンガリズム」—安藤正次と台湾—」山路勝彦編『植民地主義と人類学』関西大学出版部、2000年刊行予定も、本稿と似た問題意識で書いたものであるが、安藤正次の項目に関して本稿と重複するところがある。

参考資料

近代アジア教育史研究会編『近代日本のアジア教育認識—明治期教育雑誌所収中国・韓国・台湾関係記事—』龍溪書舎、1995年

なお、本稿で触れた安藤正次の著作のうち、「アイルランド自治州の国語政策」「国語国字諸問題」「国語政策の展望」「台湾に於ける国語教育」「日本語のむつかしさ」「日本語普及の将来」「英米のスペリング改善運動」は、安藤正次著作集刊行会編『安藤正次著作集6 言語政策論考』雄山閣、1975年に収められ、「二語併用地域における言語教育」は同『安藤正次著作集1 国語学論考I』雄山閣、1974年に収められている。